

| 総務常任委員会会議録                                                                                                          |                                                                           |     |          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----|----------|
| 日 時                                                                                                                 | 平成25年12月17日（火）                                                            | 開 議 | 午後 1時00分 |
|                                                                                                                     |                                                                           | 散 会 | 午後 5時55分 |
| 場 所                                                                                                                 | 第2委員会室                                                                    |     |          |
| 議 題                                                                                                                 | 付 託 案 件                                                                   |     |          |
| 出席委員                                                                                                                | 前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・酒井・<br>林下各委員                                        |     |          |
| 説 明 員                                                                                                               | 教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、<br>会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、<br>監査委員事務局長 ほか関係理事者 |     |          |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。<br><br>委員長<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>署名員<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>署名員 |                                                                           |     |          |
| 書 記                                                                                                                 |                                                                           |     |          |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 13 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室山本主幹

平成25年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る11月15日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

提出された議案につきましては、いずれも10月17日開催の当委員会において報告いたしました平成25年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算と財産の処分に関する件の2件であり、それぞれ原案どおり可決されました。

報告事項につきましては、報告第1号として、平成24年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件について報告があり、認定されました。報告第2号では、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類1件の報告がありました。

次に、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、本年12月10日付けで事前協議がありましたので、報告いたします。これは北海道の給与条例の改正に鑑み、給与の独自削減措置の一部を緩和する改正を行うもので、施行日は、給与月額については平成25年4月1日、期末手当及び勤勉手当については25年6月1日適用とするものです。本件につきましては、12月16日付けで同意回答を行っておりますが、管理組合では12月20日付けで専決処分を行う予定と聞いております。

○委員長

「第6次小樽市総合計画中間点検報告書」について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

第6次小樽市総合計画中間点検報告書を取りまとめましたので報告いたします。

資料1-1をごらんください。

まず、「1 中間点検の実施」であります。ここでは、平成21年度からスタートした総合計画が基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成していること、前期実施計画は、まちづくり5つのテーマ、33の施策に沿って、21年度から25年度までに実施を予定している主な事業について掲載していることを述べております。それを踏まえ、次の段落になりますが、今年度は前期実施計画の最終年度となることから、これまでの計画の推進状況を振り返り、後期実施計画の策定へとつなげるため、このたび主な事業の実施状況や課題、成果について点検を実施いたしました。

次に、「2 中間点検報告書の構成」であります。本報告書は、基本計画の体系に沿って、平成25年4月末を

基準日として点検を行いました。また、現在の総合計画では、33の施策それぞれに成果指標を設定しておりますので、成果指標の達成状況についてもあわせて点検を行いました。報告書の構成につきましては、最後の段落、それから 2 ページ目に記載しておりますが、資料 1－2 の中間点検報告書により報告いたします。

資料 1－2、第 6 次小樽市総合計画中間点検報告書の 2 ページ目、目次をごらんください。

報告書は、太字になっております上から、「Ⅰ 総論」「Ⅱ まちづくり 5 つのテーマ」、それから次のページの「Ⅲ 元気づくりプログラム」「Ⅳ 市政運営 3 つの基本姿勢」「Ⅴ 土地利用・地区別発展方向」に内容を取りまとめておりますので、その内容につきまして、構成を中心に説明いたします。

4 ページ目、ここからは、まず、「Ⅰ 総論」を掲載しております。4 ページ目では総合計画と中間点検報告書の構成を、おめくりいただきまして、5 ページ目では「1）本市を取り巻く状況」、6 ページ目からは「2）点検総括（基本計画総括）」を掲載しております。

まず、6 ページ目から 12 ページ目には、まちづくり 5 つのテーマとして、33 の施策別に主に実績をまとめております。12 ページの下段からは、元気づくりプログラムとして、四つの戦略ごとに取りまとめを、おめくりいただきまして、14 ページから 15 ページにかけては、市政運営 3 つの基本姿勢についてまとめております。15 ページ下段からは、土地利用・地区別発展方向として、地区別の主な実績をまとめており、16 ページには三つの地区別に人口推移を載せておりますが、残念ながら 3 地区全てにおいて人口が減少しております。

おめくりいただきまして、17 ページからは、「3）人口及び産業の推移、財政状況」として、総合計画の「計画の策定に当たって」に掲載しております人口や産業・経済、財政の状況について、総合計画策定時と直近の比較をまとめております。下向きの数値が多くなっておりますけれども、19 ページ、工業概況では、食料品と金属製品の製造品出荷額等が、また 20 ページの観光では、外国人宿泊客数が、それぞれ増加している状況にあります。

続きまして、23 ページには、「3 前期実施計画事業費の進捗状況」として、まちづくり 5 つのテーマ別に、計画値に対する各年度の実績と、平成 25 年度は予算額を掲載し、表の一番右側には進捗率を掲載しております。表の一番下、合計といたしましては 116.3 パーセントの進捗率となっております。表の下には、主な増減要因として事業名とその理由を掲載していますが、23 ページの一番下、市立病院統合・新築事業につきましては、前期実施計画策定時には事業費を未定としていたものであります。

25 ページからは、基本計画の構成に沿って、総括部分の詳細という形で取りまとめをしております。

まず、25 ページからは、「Ⅱ まちづくり 5 つのテーマ」として、総合計画で掲げた「施策の目指すべき姿とその展開方向」、総合計画で設定した「成果指標の達成状況」、前期実施計画の取組についてできるだけ年度ごとに整理した「実施した主な事業」、それから「主な事業の課題や今後の方向性」という構成により、33 の施策ごとに 106 ページまで取りまとめております。

107 ページからは、「Ⅲ 元気づくりプログラム」として、総合計画で掲げた「戦略の目指すべき姿とその展開方向」、それから「実施した主な事業」「主な事業の課題や今後の方向性」という構成により、四つの戦略ごとに 115 ページまで整理しております。

116 ページから 122 ページには、「Ⅳ 市政運営 3 つの基本姿勢」として、総合計画に掲げました「基本姿勢」、それから「実施した主な事業」「主な事業の課題や今後の方向性」という構成で整理しております。

最後に、123 ページからは、「Ⅴ 土地利用・地区別発展方向」といたしまして、実施した主な事業実績を地区別に整理しております。

なお、各事業についての報告は、時間の関係もあり省略させていただきます。

## ○委員長

「第 6 次小樽市総合計画後期実施計画〔平成 25 年 12 月現在案〕」について」

## ○（総務）企画政策室薄井主幹

第 6 次小樽市総合計画後期実施計画〔平成25年12月現在案〕を取りまとめましたので、報告いたします。

資料 2－1 をごらんください。

「1 計画の考え方」の「（2）計画の期間」についてであります。後期実施計画の期間は、平成26年度から30年度までの5か年といたします。

「（3）計画の基本的事項」の「②計画の組立」につきましては、前期実施計画と同様に、総合計画基本計画にありますまちづくり5つのテーマを構成する33の施策に沿って掲載しております。

「（4）事業費、実施年度について」であります。事業費と実施年度につきましては、今後の平成26年度予算編成などを経た後、26年第1回定例会において報告いたしますので、今回の25年12月現在案では掲載しておりません。

次に、「2 後期実施計画〔平成25年12月現在案〕レイアウト」をごらんください。左から事業名、事業概要のみを掲載しております。右側には、確定版において報告いたします実施年度と後期事業費計のイメージを掲載しております。

資料 2－2 をごらんください。

ただいま示しましたレイアウトにより、33の施策別に掲載しております。なお、この12月現在案では、目次からすぐに施策別に事業を掲載しておりますが、確定版におきましては、このページの前に、計画の考え方のほか、主な事業やまちづくり5つのテーマ別事業費総括表を、前期実施計画と同様に掲載することとしております。

資料 2－1 にお戻りいただきまして、2 ページ目をごらんください。

一番上には、まちづくり5つのテーマ別に、12月現在案の事業数を掲載しており、合計で339事業となっております。なお、前期実施計画の事業数は333事業でございました。

その下には、「4」として、12月現在案における新規事業等を掲載しております。

まず、「（1）新規事業」といたしましては、上から、新型インフルエンザ等対策推進事業、道路ストック修繕更新事業、除排雪機械更新事業、コミュニティ施設の整備に向けた調査・研究、北海道新幹線整備事業、水産物ブランド化推進事業、第3号ふ頭及び周辺再開発事業、再生可能エネルギー等の導入・普及促進に向けた検討、奥沢水源地保存・活用に向けた調査・研究の九つの事業を現在、取りまとめております。

次に、「（2）すでに実施しているが、後期実施計画から登載する事業」といたしましては、福祉除雪サービス事業をはじめとして9事業を整理しております。

また、「（3）後期実施計画で事業名を変更した主な事業」といたしましては、教育支援活動推進事業など、七つの事業を整理しております。

## ○委員長

「平成25年度行政評価（試行）の実施結果について」

## ○（総務）企画政策室安部主幹

平成25年度行政評価（試行）の実施結果につきまして、お手元の資料に基づきまして報告いたします。

まず、資料 1 をごらんください。

1 ページ目、まず、「1 行政評価の目的」であります。これは昨年度の試行と同じ内容ですけれども、二つ目の段落にありますように、行政評価をツールとして活用し、一つには、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成を図ること、二つ目には、継続して業務の改善と改革を図るPDCAサイクルの確立により、持続可能な自治体経営につなげることを目的に実施いたしました。

次に、「2 平成25年度の評価内容」の「（1）評価の対象」につきましては、今年度は評価調書の作成などを含めた評価手法の浸透を図ることを主眼に置き、基本的に企業会計担当の部局を除く全ての部局で評価を行うことを前提に事業数を絞り、主に単独事業で一般財源が大きいものから、各部局1ないし2事業を選定し、全体で18事

業のみを対象としました。

続きまして、「（２）評価の視点」、それから２ページ目の「（３）評価の実施方法」につきましては、昨年度の試行と同じ内容ですが、各事業について、市が実施する必要性、公共性などの妥当性等、事業の目的に対する有効性、事業を実施する上での効率性の三つの視点から点検を行い、その具体的な実施方法といたしまして、各部局において事業評価調書を作成することにより自己評価を行う一次評価と、庁内総合評価として評価結果を確定させる二次評価を実施いたしました。

次に、「（４）公表」であります。各事業の目的や必要性のほか、現状や課題に対する市民の皆さんの理解を深めていただけるよう、昨年度の評価結果を公表した際にも用いました、結果の概要をまとめた集計表のほか、今年度から事業評価調書そのものも公表することといたしました。今回、委員会資料として配付いたしました資料１、資料２、資料３の内容全てにつきまして、市のホームページに掲載いたします。

次に、「３ 評価結果」ですが、評価結果につきましては、評価対象事業の今後の方向性として、現行の総合計画の終期となる平成30年度までの中期的な観点に立ち、「休廃止・終了」「民営化」「国・道実施」、それから市実施として「縮小、市民協働」「要改善」「拡大」「現状維持」のそれぞれの区分で評価を行いました。この評価結果の区分ごとに、評価対象18事業の一次評価と最終的な二次評価との比較をいたしますと、表のとおりとなっております。結果として、一次評価で拡大とした２事業、それから現状維持とした13事業のうちの３事業、合計の５事業につきましては、二次評価で要改善と評価いたしました。この一次評価と二次評価とで評価結果に違いが出た事業につきましては、いずれの事業におきましても、その事業目的などに照らし、より有効で効率的な実施を図るため、内容等の見直しについて検討するよう、要改善としたものであります。

次に、資料２、結果集計表は、評価結果の概要を取りまとめたものとなっております。

また、資料３、事業評価調書は、実際に評価作業に用いた評価調書で、各事業の点検内容、評価内容や判断理由などについての詳細を記載しております。

なお、今回の評価結果につきましては、既に各部に対しまして、新年度の予算編成も含め、二次評価に沿った方向で事業の見直しを検討するよう通知を行っているところです。また、今年度の試行結果を踏まえ、事業の選定方法や評価手法のさらなる改善点などについて整理を行いながら、平成26年度からの本格実施に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○委員長

「緊急速報メールの配信サービスの開始について」

#### ○（総務）小濱主幹

緊急速報メールの配信サービスの開始について報告いたします。

本市では、平成24年から、市が発信する避難勧告などの災害情報を株式会社N T T ドコモのエリアメールで配信するサービスを開始しておりましたが、このたびK D D I 株式会社の a u 及びソフトバンクモバイル株式会社が提供する緊急速報メールについての利用手続が完了しました。来年１月から配信を開始することとなり、広報おたる１月号やホームページを通じて市民の皆様にお知らせいたします。

緊急速報メールは配信対象エリア内の携帯電話に緊急地震速報などの緊急情報を一斉配信するもので、本市は一部を除き、ほぼ全域が対象エリアとなりますので、住民の方をはじめ、一時的に市内にいる観光客の方なども配信対象になります。本市では、市民の皆様が災害時の緊急情報をいち早くお知らせするため、今後も情報伝達手段の充実に向け取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○委員長

「平成24年度小樽市の財務４表について」

## ○（財政）財政課長

平成24年度小樽市の財務4表について報告いたします。

初めに、資料1、財務4表の概要をごらんください。

本市では、平成20年度から、国が示した作成方式であります総務省方式改訂モデルを参考にして、普通会計と市の全会計をあわせた財務書類を作成し、21年度決算からは、市の全会計のほか、市が負担金や出資金などを支出している一部事務組合や第三セクターなどを含めた連結ベースでの財務4表を作成しております。これにより、本市を中心とする行政サービス提供主体の財務状況の一体的な把握が可能となったものであります。なお、本市では、表にありますとおり、石狩湾新港管理組合のほか、組合や広域連合、公社など九つが連結対象となっております。

次のページ、財務4表（概略版）をごらんください。

この表は関係団体を含む連結ベースの表で、左側に24年度分、右側に23年度分を掲載しております。

まず、24年度の「（1）貸借対照表」をごらんください。

この表は、年度末時点においてこれまで形成された建物や土地などの資産と、その資産の形成に当たり将来、支払が必要となる財源である負債、そして資産と負債の差額で、これまでに返済を終えた金額である純資産を示したものであります。

表の左側、資産の部は、市が保有している財産であり、資産の合計は2,791億7,200万円となっています。資産のうち主なものを抜粋して説明いたしますと、公共資産のうち有形固定資産は道路や建物、上下水道などがありますが、これらはこれまでの建設事業の累計値を取得原価として、耐用年数に基づき減価償却を行って算出しております。また、その下の売却可能資産は、普通財産のうち売却可能なものについて、現在の財産内訳書の掲載価格を基に算出しております。

表の右側、負債の部は、地方債や退職手当引当金など、将来的に負担する金額であり、負債の合計は1,278億9,100万円となっています。

その下、純資産の部は、資産と負債の差額である正味の資産を表しており、これは資産の形成に当たり、これまでに形成してきた純資産の合計であります。これにつきましては1,512億8,100万円となっています。

次に、下段の「（2）行政コスト計算書」をごらんください。

この表は、1年間の市の経常的な行政活動のうち、資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費コストと、その財源となる使用料・手数料等の収入の関係を示すもので、民間企業の損益計算書に当たるものです。経常費用1,127億1,100万円に対して、サービス利用に対する対価である経常収益は446億6,800万円、経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは680億4,300万円となります。

次に、「（3）純資産変動計算書」をごらんください。

この表は、「（1）貸借対照表」の純資産が1年間でどのように増減したかを表したものです。24年度は1,512億8,100万円で、8億7,100万円資産額が増加しております。

最後に、「（4）資金収支計算書」ですが、これは1年間の行政活動に伴う資金の増減を示したものであり、その収支を性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支に区分して整理し、どのような活動に資金を必要とするかを表したものです。24年度末の資金残高は51億8,600万円で、昨年より13億100万円増加しております。

1枚おめくりください。

次のページには、今、説明させていただいた各表の概要と各表から読み取れる情報を前年度と比較して記載しております。ここでは主なものについて説明させていただきます。

まず、貸借対照表についてですが、一番下の市民1人当たりの貸借対照表をごらんください。24年度は、市民1人当たりで取得した土地や建設した施設などの資産を217万4,000円持っている一方、地方債などの負債を99万6,000

円抱え、その差の純資産は117万8,000円となっております。なお、純資産は23年度と比べて2万2,000円増加しています。

1枚おめくりください。

次は、行政コスト計算書についてです。

ページ中段にあります、市民1人当たりの経常費用、経常収益、純経常行政コストをごらんください。

24年度は、市民1人当たりの経常費用は87万8,000円、経常収益は34万8,000円、経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは53万円で、23年度に比べ1万7,000円増加しています。経常費用の内訳といたしましては、一番大きいのは社会保障給付費などの移転支的的なコストでございまして、23年度に比べて1万6,000円の増、債務負担などの増加によりまして、その他のコストが1万円の増というのが特徴的なところでございます。

次に、純資産変動計算書についてです。

24年度は、(ア)の純経常行政コストが増加、表では、純資産を減額させる要素となりますのでマイナス表示ですが、ここは増加しているということになります。一方、市税や地方交付税などの一般財源や、国・道補助金などの(イ)、財源調達額も増加した結果、24年度末の純資産残高は、23年度に比べて8億7,100万円増の1,512億8,100万円となっています。

次に、現金収支計算書についてです。

24年度の収支状況をトータルで見ますと、市税や地方交付税などを主な収入とする経常的収支で生じる資金に余剰が生じている一方、市債の元金償還などを主な支出とする投資・財務的収支では資金の不足が生じており、経常的収支の余剰分が投資・財務的支出に充てられていることがこの表から読み取ることができるものです。

なお、資料2につきましては、ただいま説明させていただいた内容を、総務省から示されております統一様式に当てはめた細かな財務書類となっております。本日はその概要を概略版で説明させていただきましたので、こちらの資料での説明は省略させていただきます。

また、本日、説明させていただきました書類につきましては、今後、市のホームページをはじめ、広報などにも掲載し、財務状況の公表を行ってまいりたいと考えております。

## ○委員長

「小樽市中期財政収支見通し」の見直しについて」

## ○（財政）柴田主幹

小樽市中期財政収支見通しの見直しについて報告いたします。

本年3月にお示しいたしました中期財政収支見通しにつきましては、各年度の予算編成や決算の状況を踏まえ、毎年度、見直しをしていくこととしておりましたので、平成24年度決算及び25年度の補正の状況等を考慮し、見直しを行いました。配付いたしました資料に基づき、その内容について説明いたします。

資料1をごらんください。

中期財政収支見通しの基本的な考え方は変えておりません。今回の見直しに当たりまして、3月に見込んだ試算の前提を変更した点について整理しております。表の左側につきましては3月の試算時の考え方を記載し、右側につきましては今回の見直しの考え方を記載しております。

まず、歳入のうち市税、地方交付税、譲与税・交付金につきましては、平成25年度を現計予算に置きかえました。26年度以降については、社会保障と税の一体改革や今後の地方財政計画など、今後の国の動向が不透明であるといった状況でありますので、3月の試算と同額のままとすることにしております。また、使用料・手数料につきましては、消費税率引上げに伴う改定について考慮しております。

下段、歳出につきましては、ここに記載の人件費、公債費、普通建設事業費、物件費などについて、平成25年度当初予算ベースとしていたものを、24年度決算及び25年度補正予算をベースとした数値に置きかえております。

以上の変更点を考慮し、試算したものが、資料 2 枚目、A 4 横の一般会計収支見通しになります。

表のつくりでございますけれども、各年度、当初の欄につきましては 3 月試算の数値、真ん中、見直しの欄につきましては今回試算の数値として、比較表にしております。今回の見直しに当たりまして、収支の試算は 1 年間延ばしまして、平成 30 年度までの見通しということにいたしました。

歳入、歳出それぞれの区分で増減が出ておりますが、実質収支、一番下、財政調整基金と記載のすぐ上の欄、⑤の欄ですけれども、当初の見通しでは、平成 29 年度の段階で 2 億 1,100 万円の赤字と見込んでおりましたが、今回の見直しによりまして、29 年度は収支均衡、30 年度で 2 億 8,300 万円の赤字が生じる見込みとなりました。これは、現段階で平成 25 年度末の財政調整基金の残高、25 年度の欄の一番下になりますけれども、14 億 2,400 万円でありまして、これを 26 年度以降の単年度赤字の解消に活用していくということを考慮したものであります。25 年度中に除雪費やその他の財政需要により財政調整基金の取崩しが必要となると、残高は減少していくことになり、30 年度の実質収支の赤字見込みが増加するという状況にもなりかねないということでございます。

また、平成 26 年度の交付税についてであります。現在、国では別枠加算の廃止といったことが議論されております。まだまだ不確定でありますので、この試算では見込んでおりませんが、こうした交付税総額の削減が実施されることになると、平成 26 年度以降の交付税額をさらに減額して見込んでいかなければならないという状況にもなりますので、大変厳しい財政運営になることが予想されるところであります。今後とも、歳出削減や歳入増に向け、財政健全化に向けた取組を継続していかなければならないものというふうに考えているところであります。

資料 3 枚目、A 4 縦の表につきましては、今回の見直しによる収支の見通しを当初の試算と同様の形で示したものでございます。

#### ○委員長

「旧学校給食オタモイ共同調理場敷地の取得について」

#### ○（消防）主幹

旧学校給食オタモイ共同調理場敷地の取得について報告させていただきます。お手元の資料を御参照ください。

消防本部では、消防署所の配置の適正化や消防救急車両の配置の見直しなどにより、限られた消防資源の効率的・効果的運用を図り、本市の災害対応能力の維持向上に取り組んでおりますが、その施策の一つである塩谷出張所と長橋出張所の統合計画につきましては、これまで適当な用地の確保ができず、現在に至っております。

本年 7 月末に同調理場が廃止となりましたが、当該敷地は出張所建設用地として適度な広さを有しているほか、片側 2 車線の国道 5 号に面しており、消防車両等の緊急出動に適していることや、塩谷、長橋両出張所からほぼ等距離にあること、さらに旧国道 5 号、現在の市道長橋旧国道線など多方面への出動経路も確保できることから、両出張所の統合建設用地として適当であると判断し、土地所有者である北海道財務局小樽出張所と協議を進めてまいりましたが、このたび譲渡について一定の合意ができたことから、当該敷地を購入しようとするものであります。

統合により、これまでの小規模出張所 2 か所から中規模出張所 1 か所の体制となりますが、署所機能の強化・充実を図られるとともに、今年度、長橋出張所に配置する市内で 2 台目となる 5 トンタンク車を統合後の新出張所に配置し、救急車の配置とあわせて、長橋、オタモイ、塩谷地域の拠点消防出張所として、地域の安全・安心の一層の向上に資するものと考えております。

また、現在、塩谷出張所に配置している救急車の管轄区域はオタモイ地区までですが、この統合により、管轄区域を幸地区と長橋地区の一部まで拡大し、本市救急体制の見直しを行うことで、増加傾向にある市民の救急要請に応えていくこととしております。今後、北海道財務局とさらに事務協議を進め、新年度予算に同敷地取得のための予算を計上する予定であります。

なお、建設スケジュール等の詳細につきましては、現在のところ確定しておりませんが、土地を取得後に関係部

局と具体的な検討を行い、詳細が固まった段階で、再度議会へ報告させていただきたいと考えております。

**○委員長**

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 3 号について」

**○（総務）職員課長**

この条例案は、二つの改正を行うものとするものであります。

まず 1 点目は、昇給制度に係る改正であります。これは、50 歳代後半層における給与水準上昇の抑制を目的とした平成 24 年人事院勧告に準じ、55 歳以上の職員は標準の成績では昇給しないこととするものであり、医師の場合はこれを 57 歳以上とするものであります。施行日は、国と同様に平成 26 年 1 月 1 日としております。

2 点目は、再任用制度に係る改正であります。これは、平成 25 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げられることに伴い、無年金期間が生じることから、雇用と年金の連携を図るため、再任用職員の給与月額を国の 2 級相当額とすることや、期末・勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

なお、この改正に合わせて、小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても一部改正を行うものです。施行日は、平成 26 年 4 月 1 日としております。

**○委員長**

「議案第 4 号について」

**○（総務）職員課長**

この条例案は、財団法人北海道都市職員福祉協会が平成 24 年度末に解散しましたが、24 年 3 月 31 日をもって同協会の事業に係る掛金の徴収が終了したこと、及び 25 年 9 月の給与において、同協会の清算法人への育成資金貸付償還金の控除が終了したことから、同事業に係る掛金等について規定している項目を削除するものです。この改正の施行日は、公布の日からとしております。

**○委員長**

「議案第 5 号について」

**○（総務）職員課長**

この条例案は、国の恩給法の一部改正に準じ、一定額以上の恩給を受ける者の恩給年額を引き下げするために、恩給年額が控除調整下限額を超える場合は、その年額に 0.9 を乗じて得た額をもって恩給年額とし、控除調整下限額に満たない場合には控除調整下限額とする改正を行うものです。この改正の施行日は、平成 26 年 1 月 1 日としております。

**○委員長**

「議案第 17 号について」

**○（教育）総務管理課長**

議案第 17 号工事請負変更契約について説明申し上げます。

本議案につきましては、桜小学校校舎及び屋内運動場耐震補強ほか改修工事におきまして、現地調査の結果、外壁劣化の補修箇所の追加や内装施工範囲の追加などが必要となったため、請負金額を 1 億 6,380 万円から 1 億 8,103 万 500 円とする請負変更契約を、契約の相手方である阿部・三栄共同企業体と締結するものであります。

**○委員長**

「議案第 23 号について」

## ○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第23号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

核による被害については、福島第一原発事故を経て、危険性が広く知られているところです。先ほど、陳情者の説明にもありましたように、いまだに事故はおさまっておりません。このような核の被害を小樽にもたらさないため、安全な商業港としての小樽港を確保するためのものです。

また、核兵器廃絶平和都市宣言で「核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため」とあるように、世界でも広がる核廃絶を求める声を後押しするためにも、本条例を定め、小樽港に入港する外国船に核の搭載の有無を確認するものです。

委員各位の賛同をお願いしまして、提案説明といたします。

## ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

## ○小貫委員

### ◎（仮）オタモイ出張所について

最初に、先ほど消防本部から報告を受けました旧オタモイ共同調理場敷地の取得について伺います。

長橋・塩谷両出張所を統合する場合において、配置人数に変更はあるのかお聞かせください。

### ○（消防）主幹

現在の配置人員ですが、長橋出張所14名、塩谷出張所12名で、統合時には両出張所を合わせた人員を配置することとしております。

## ○小貫委員

その人員は、しばらく変える予定はないということで押さえていてよろしいのでしょうか。

### ○（消防）主幹

そのとおりでございます。

## ○小貫委員

旧オタモイ共同調理場敷地と塩谷出張所の距離と所要時間はどのくらいになるのでしょうか。

### ○（消防）主幹

旧オタモイ共同調理場敷地と塩谷出張所間の距離は約2.6キロメートルで、時速60キロメートル走行と仮定いたしますと、所要時間は約2.6分になります。

## ○小貫委員

2.6分というと2.5よりは多いから、2分40秒ぐらいでよろしいのでしょうか。この時間で、火災や急病により救急車や消防を呼んだ場合に、影響はどのように考えているのかお聞かせください。

### ○（消防）警防課長

塩谷出張所の移転に伴いまして、塩谷地区の影響についてでありますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、距離で2.6キロメートル、時間で2.6分となっておりますが、時間と距離につきましては、まず、国道が4車線化されておまして、信号が少なく比較的緊急走行がしやすい、また、高機能消防指令センターの導入によりまして、以前よりも2分ほど時間が短縮されておりますので、時間に関する影響は小さいものと考えております。

一方で、消防体制につきましては、現在、塩谷出張所には2トンタンク車を配置しておりますが、新出張所には、今年度長橋出張所に配置する市内で2台目の導入となります5トンタンク車を配置するとともに、同時に2台の消

防隊が出動する体制としまして初動態勢の強化を図るほか、救急につきましても、現在は塩谷出張所が消防隊として業務中には市内からの救急対応となっておりますが、新体制後は救急対応を重視した編成が可能となりますので、これによりまして西小樽地区全体の消防力が充実するものと考えております。

○小貫委員

塩谷地区の救急対応の話がありましたけれども、統合ではなく、例えば塩谷出張所へ人員を強化するといったことは難しいのでしょうか。

○（消防）総務課長

塩谷出張所への人員強化という御質問ですけれども、これにつきまして、消防職員数につきましては条例で定数を定めております。そのため、限られた人員を市内各出張所に配置することにしておりますので、西小樽地区に配置している塩谷出張所への人員増強については難しいものと考えております。

○小貫委員

タンク車や救急車、ポンプ車なのですけれども、消防庁の消防力の整備指針がありますが、それと小樽市との現状ではどのようにになっているのか説明してください。

○（消防）総務課長

消防力の整備指針と小樽の状況ということでございますけれども、これにつきましては、消防車両につきましては、今、お話がありました、国が示す消防力の整備指針に基づきまして、消防ポンプ車、これはタンク車や化学車を含みますが、これが現在11台、それから救急車を5台配置しており、基準のとおりとなっております。

○小貫委員

この問題については、また後にいたします。

◎旧新光共同調理場について

旧オタモイ共同調理場敷地を購入するという報告でしたけれども、旧新光共同調理場については今どのような計画なのか聞かせてください。

○（教育）学校給食センター副所長

新光共同調理場の廃止後の状況でございますが、現在、建物開口部をふさぐ養生作業、建物周辺を鉄柵で覆う作業を終えまして、重油タンクの撤去作業を行っております。こちらが終了した後に、市長部局へ所管替えを行う予定でございます。

○小貫委員

その話だと、例えば学校の場合、旧若竹小学校などは、閉校後すぐに市長部局に所管が移ったのですが、今回、旧新光共同調理場については一定時間があいたのですが、この間、教育財産として持っている理由は何かあったのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

建物をふさぐ作業工事の入札に応札者がなかったことから工事が遅れたこと、あと、重油タンクの廃止届といったものを全部済ませてから市長部局へ移管するという流れになっております。

○小貫委員

◎新・市民プールについて

それでは、新・市民プールの質問に移ります。

代表質問の答弁では、適地が見つからないということを述べているのですが、それならば、これまで検討してきた建設地というのを改めて示していただけないでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

これまで検討してきた建設地とのことですが、今までも答弁しておりますように、教育委員会では、市内中心部

の中で小樽公園周辺で5,000平方メートルの適地を検討してきております。この部分がなかなか見つからないことから、学校適正配置の計画の中での緑小学校、最上小学校の統合校に合わせた複合施設ということでも検討してきたところでございます。

○小貫委員

今の答弁だと緑小学校、最上小学校のところしか具体的には検討してこなかったと聞き取れるのですが、本当にそうだったのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほども前段のほうで答弁いたしましたように、市内中心部の中で小樽公園周辺、この地域周辺の中で検討してきたということになりますので、緑・最上両小学校の統合校が該当しているかと思います。

○小貫委員

今、検討してきた建設地ということで質問させていただきましたけれども、建設地については、それだけではなく、市民からも積極的に提案されてきているわけです。旧小樽税務署敷地をプールにしてみたらどうか、今の小樽病院の跡を駐車場だけではなくプールにしてみたらどうかなどと言ってきています。それは検討しなかったのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今の御質問にありましたように、市民の方々からいろいろな形で要望が出ております。その部分につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、旧税務署敷地の調査等も行ってきております。ここにつきましては、以前にも申しておりますように、2筆に分かれて段差があるという部分、そして、公有地なのですが、無償でいただくことができないということもあって、用地の取得は考えていなかったところでございます。

また、小樽病院の駐車場等につきましても市民要望はございましたけれども、新市立病院は来年オープンという時期にもなっております。教育委員会といたしましては、小樽公園周辺から離れていることもありまして、新市立病院の駐車場用地は考えておりません。

○小貫委員

今、旧税務署敷地については段差があるし、無償ではないということでしたけれども、今日報告があった旧オタモイ共同調理場敷地はお金を出して購入するわけです。なぜそうやって違いが表れるのですか。例えば学校給食センターの敷地もお金を出して購入しました。なぜプールはお金を出して購入しないという決断が先にありきなのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

当初からの考え方といたしまして、プール建設ということになりますと多額の経費もかかるということで、できるだけ市の公共施設が集中している小樽公園周辺等の中で市有地を有効活用していこうというところから考えておりましたので、民地を買うということは当初から考えておりませんでした。

○小貫委員

市の公共施設が密集するのだけれども、市有地がなかったわけですね。代表質問でも取り上げましたけれども、学校給食センターはもともと新光で建設予定だったと聞いています。それが、実際は土地を買ったわけですから、それにこだわらずに考えていくべきではないかと思うのです。旧税務署敷地での建設については、陳情も出ていて、継続審査という形になっていますけれども、やはり土地の広さからいって、私はちょろどいいのではないかと思います。のですが、再度そこを検討するということにはならないのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、御質問がありました民地の購入等についての考え方ですが、今までの答弁の中でも申し上げているように、できるだけ経費節減ということを考えてやっております。また、市の財政状況等も大変厳しい中で、少しでも

軽減できる形を見つけていくことについて、今、教育委員会で取り組んでいるところでございます。

○小貫委員

私も議会の中で幾つか提案したのですが、保健所も古いから、医師会の方に御協力いただいてあそこに建ててはどうかということも提案しましたけれども、あそこも小樽公園の周辺と言えると思うのですが、そのこともやはり無理なのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

小貫委員からもいろいろな形での御提案をいただいた部分もございます。公共の施設等の活用ということになるかとは思いますが、現状、その辺の今後の見通しについて、はっきりとした方向性というものがないことから、私どものその辺の情報を捉えた中で、市長部局との協議というのは現状では進めることはできません。

○小貫委員

代表質問への答弁にもあったように、学校耐震化や道路の整備、財政状況ということを挙げていましたけれども、前期実施計画のときも、プールを建設すること以外に学校耐震化も進めるとなっていましたし、道路の問題も危険性は指摘されていたのではないかと思います。これによって新たにどの程度事業費が膨らんだのかというのは、やはり具体的に示していただきたいのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今、具体の事業費は示せませんが、小・中学校の耐震化をはじめとしまして、公共施設の耐震化に向けた取組、それから道路、橋梁、ロードヒーティングといった老朽化したインフラ整備など、特に平成23年の東日本大震災以降、緊急に取り組まなければならない状況にあるということでございますので、今後、大きな財政負担が見込まれるというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

前回のこの委員会で、複合施設の場合、過疎対策事業債の適用となるような複合施設はどのようなものかということで質問した記憶があるのですが、そのときは調査していきたいという答弁でした。このことについて何か調査したのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

複合施設について過疎債の適用ができるかできないかということで、調査していきたいということを、そのとき申し上げたかと思います。現在、道や国に問い合わせをしておりますが、過疎債の適用範囲が広がるか広がらないか、どういうものが対象になるかということで、当初、道にも確認しておりました。それにつきまして、過疎債では、総務省の今の考え方なのですが、過疎債の対象となる事業を拡大する方針を最近、何か打ち出したということ聞いております。そういう部分からいたしまして、過疎債の対象になる枠が今、広がっていくのではないかと想像しているところでございます。その辺が出てきておりますので、今後、総務省の動き、道からの連絡を注視しながら探していきたいと考えております。

○小貫委員

総務省が打ち出した拡大するとの方針について、もう少し具体的に何か言えないのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、過疎債対象になる具体的な事業項目は御存じかとは思いますが、その対象の中に書かれている範囲を拡大していくことを検討しているということで、一つの例といたしましては、学校施設の関係でいきますと、公立の小・中学校の校舎や図書館には適用の範囲はあり、それをグラウンドや附帯設備等に拡張していくというようなことを聞いております。それに伴って、教育施設関係又は公共施設等の複合施設等の拡張もあるのかないのか、この辺は探していきたいと考えているところでございます。

#### ○小貫委員

今の答弁を聞いていると、教育委員会としては学校プールとの併設をあくまでも進めていくというように聞こえるのですが、それについてはいかがですか。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

先ほども答弁いたしましたように、複合施設、単独施設あわせまして、補助金等の活用がどういう形でできるか、あわせて検討していきたいと考えているところでございます。

#### ○小貫委員

しきりに複合施設ということを言っているのですが、ランニングコストとの問題では、教育委員会は複合施設として行っても黒字にはならないと考えているのか、黒字にしようとしているのか、その辺はどうでしょうか。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

ランニングコストの問題で黒字にならないか、黒字にしようと考えているのかという御質問ですが、現在、複合施設といたしまして、高島小学校温水プールが一つございます。この高島小学校温水プールの利用収入が現状では約280万円、維持費が約3,200万円かかっております。そういうことからいたしましても、黒字になることは難しいと思います。

#### ○小貫委員

黒字には恐らくならないだろうということなのですが、それだったら、先ほど高島小学校温水プールの例を挙げましたが、新しくしたらどの程度までに縮めようと考えているのか、その辺はいかがでしょう。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

現段階で、建設コスト、建設形態等がまだ何もまとまっていない段階で、その辺の積算根拠を示すこともできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○小貫委員

この学校複合施設としてのプールについては、目標を立てて、そこに向けてそのとおりに進めていくということが抜けていると思うのです。財政上問題というのだったら、どこまで建設費を抑えて建てるのか、ランニングコストが問題だというのだったら、どの程度までにおさめる規模でつくるのかという、そこをしっかりと目標を立ててやっていかないと、場所があきました、それではそこに建てましょうと言って建ててみたら、建設費は膨大だった、ランニングコストはすごかったとなるのではないですか。だから、その目標をしっかりと立てて建設地を考えていく必要があるのではないですか。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

前定例会でも答弁させていただいておりますように、今、小貫委員がおっしゃった部分について、プールの利用状況等を調査していく中で、小樽市の水泳人口、また小樽市全体のスポーツ人口の中からどうなのか、また利用者が何を求めているのか、そういうことを今、調査検討しているところでございます。その中である程度利用実態がまとまりましたら、一つの方向性として出していけるのかと思います。

#### ○小貫委員

一体、何年かけて利用実態を調査すれば気が済むのですかという話だと思うのです。先ほど陳情なされた方が言っていたように、もう何年もこのことを訴え続けているわけです。そのたびに、調査していると答えているのです。それは無責任だと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

当時の利用状況の調査等につきましては、小樽市の水泳人口、小樽市室内水泳プール、高島小学校温水プールの利用状況、その人方がどういう目的で利用されていたかという部分だけで、小樽市の現在の水泳人口については、当時でいきますと、5万人ぐらい室内水泳プールを利用していた、ただ、平成18年、室内水泳プールを閉館する前

の利用人数は約 4 万人、そして高島小学校温水プールでは、その同時期は 1 万人ぐらいでございました。そして、閉館後、高島小学校温水プールを代替施設として、2 万人台に上がってきているという状況になっておりました。ただ、現在の利用状況、ここ最近の利用状況と、小樽市の民間施設等のプール関係の利用実態等も調査しながら、小樽に必要なプールの規模というものを探っていこうということで、今、検討しているところでございます。

○小貫委員

時はどんどん移り変わるものですから、そのたびに利用実態調査をしていたら、いつまでたっても同じような数字にしかならないと思うので、そこは区切りをつけていただきたいと思います。

それで、教育委員会は後期実施計画の中でぜひとも建設したいのだと、そういうことは市長部局に伝えたのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

代表質問のときにも、市長部局との協議について御質問がございました。そのときに、後期実施計画に向けて、市長部局と、事業名、事業概要について、新・市民プール整備事業を後期実施計画にきちんと載せていただきたいと、そして、事業概要としては、今まで答弁しているとおりの、引き続き検討していきたいということで、きちんと建設したいという意思是示しております。

○小貫委員

後期実施計画の中で建設したいという意思を伝えたのですかと聞いているのです。

○（教育）生涯スポーツ課長

建設したいという意思で事業名、事業概要を登載していただいております。

○小貫委員

それでは、企画政策室に聞きますけれども、そのように受け取ったのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

建設したいというふうな、そういう意思の下で今後も検討するというふうな内容で理解しております。

○小貫委員

今後も検討するということですね。

それで、先日の予算特別委員会で、また地域の元気臨時交付金の話になるのですけれども、6 億 7,000 万円余りに上るという答弁がありました。その大きな要因としては、新共同調理場建設事業費が計上されたからだということなのです。教育予算で 5 億円近く、将来負担の軽減に寄与することになるのだから、新・市民プールの建設費について、教育委員会は市長部局にもっと迫るべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

繰り返しにはなりますけれども、まず事業名、事業概要を登載していただく形をとっていただいております。その中で、今後、一つでも前に進ませていくことができれば、ある程度の積算根拠等をまた示すことができるようになると思いますので、そういう状況ができれば、市長部局と協議を詰めていきたいと考えております。

○小貫委員

来年などという話ではないので、それが直ちに使えるかという話ではなく、経過としてこういうことがあったというのはしっかりと押さえて交渉していただきたいと思います。

それで、先ほどの話でいくと、後期実施計画の中で、具体的な建設費について、道路の整備や耐震化などについては具体的に挙げられないということを言っています。そして、消防署出張所の建設についても、具体的な建設はこれからだと。片方では、具体的ではないけれども事業は進めますと、しかし、この問題は具体的になっていないから事業は進めませんと、ここの線引きというのはなぜ起きているのでしょうか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

私から先ほど申し上げました安全・安心の取組、こういったものは、繰り返しになりますけれども、東日本大震災以降、緊急に取り組まなければならないというふうな事業ということで認識しているところでありまして、そのようなことでございます。

○小貫委員

◎議案第 3 号について

議案第 3 号についての質問に移ります。

この議案第 3 号については、年金が出るまで補償するというのは当然のことだと思います。それで、現在の再任用職員の人数について示してください。

○（総務）職員課長

現在の再任用職員の人数ですけれども、年度当初には 71 人おりましたが、12 月 1 日現在では 69 人となっております。

○小貫委員

定数との関係で伺いますけれども、小樽市職員定数条例の中で、一般部局に属する職員は 806 人となっています。現状では何人なのかというのと、現在の再任用職員はここに含まれるのかどうか、お答えください。

○（総務）職員課長

職員定数条例の関係の職員数についてですけれども、職員定数条例の一般部局に属する職員数については、本年 4 月 1 日現在で 705 人となっています。また、現在の再任用職員については、短時間勤務ということになっておりますので、常勤ではないために、条例定数には含まれておりません。

○小貫委員

今回、年金が支給開始になるまで再任用職員の給料を引き上げることになって、現在、再任用職員として働いている職員との間で、同じような職種にありながら給与に差が出ることになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

給与の差についてですけれども、確かに委員がおっしゃるように、再任用されている職員間に給与に差が出ることはあります。ただ、現在の再任用制度の適用者は、無年金ではなく、報酬比例部分の年金が支給される中での制度運用であって、全く年金が出ないという状況にはなっておりません。これに対して、今回、新たな制度を導入するわけですが、その制度においては、生活するための最低条件として、無年金期間が発生する期間に適用するものです。現制度については、年金が 65 歳まで全く支給されなくなる前までの暫定的な措置と考えておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

道内の主な都市の再任用短時間勤務の実態について説明していただけますか。

○（総務）職員課長

再任用短時間勤務職員の道内の実態ということですが、小樽市を除く道内主要 9 市で申し上げますと、まず、再任用短時間勤務職員の勤務時間では、正規時間の 2 分の 1 の勤務の設定が 3 市となっています。2 分の 1 を若干超える設定が 1 市、4 分の 3 の時間だけの設定が 1 市、5 分の 4 の時間だけの設定が 1 市、2 分の 1 と 4 分の 3 の時間の併用が 3 市となっています。

また、給与面についてですけれども、6 市では、今回、小樽市で導入しようとしています国家公務員の行政職の再任用の 2 級を採用しており、他の 3 市では、その上の 3 級を採用している状況になっております。再任用短時間勤務職員への支給については、勤務時間数に応じて、例えばハーフタイムであれば、勤務時間数が 2 分の 1 ではな

く、給与が 2 分の 1 支給として支給されております。ただ、実際の支給については、独自削減を行っている市もありますので、その削減対象とされております。また、期末・勤勉手当については、1 市を除き支給されている状況となっております。

○小貫委員

できれば具体的な都市名と、2 級、3 級というのではなく、金額で示していただきたいと思います。

○（総務）職員課長

時間数で 2 分の 1 というのが札幌市、室蘭市、苫小牧市となっております。2 分の 1 を若干超えるというのが帯広市となっております。次に、4 分の 3 の時間の設定が北見市となっております。5 分の 4 だけの設定が旭川市となっております。2 分の 1 の時間と 4 分の 3 の時間の併用が函館市となっております。

また、金額についてですけれども、国の 2 級に従っているところは、2 分の 1 のところで 10 万 6,700 円、4 分の 3 のところが 15 万 9,705 円、5 分の 4 のところが 17 万 720 円。ちなみに、3 級のところは、2 分の 1 のところで 12 万 8,800 円となっております。これはいずれも減額前の給与月額となっております。

○小貫委員

民間企業との比較ではどのようなになっているのかお示してください。

○（総務）職員課長

市で行っている平成 24 年度小樽市労働実態調査によると、まず、基本給における調査では、60 歳以上の全ての業種における平均給与月額ですけれども、男性において 24 万 4,422 円、女性が 20 万 6,188 円となっております。また、定年制度、継続雇用制度などを導入している事業所については 91.4 パーセントとなっております。

○小貫委員

今、いろいろと述べていただいた他都市や民間企業と比べて、給与の面で小樽市の再任用職員の位置というのはどのような位置にあるのか説明してください。

○（総務）職員課長

他都市と比べると、現状ではやはりかなり安い単価となっております。新しい制度で考えると他都市並みで、民間企業に比べてもそれほど乖離はない状況ではないかと考えております。

○小貫委員

現在の再任用職員は低いほうに、安いほうにあるということですが、週 35 時間の勤務だと聞いています。短時間勤務ということなのですが、この法的根拠はどこにあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

35 時間の法的根拠という御質問ですが、職員の勤務時間については、地方公務員法において条例で定めることとなっております。小樽市の場合は、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例で定めております。

○小貫委員

それは 35 時間を定めるという根拠なのですが、そうではなく、週 35 時間勤務イコール短時間勤務という根拠はどこにあるのですか。

○（総務）職員課長

常勤でない、通常でいけば週 38 時間 45 分の勤務ということになりますけれども、これに満たないものは短時間という解釈であります。

○小貫委員

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第 5 条第 2 項には、「一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、各省各庁の長が定める」とあります。これは国家公務員に適用する法律ですが、国家公

務員の再任用短時間勤務職員については、勤務時間が31時間までと法律で決まっているのですけれども、なぜ小樽市では35時間なのでしょう。

○（総務）職員課長

本市では再任用を平成14年度にスタートしたのですけれども、このときはハーフタイムということで、2分の1の時間で始めております。このとき、再任用職員は、1日の半分ずつの交代勤務又は隔日制の交代勤務ということになっておりました。その後、再任用制度を1年で凍結して、20年度から再開したわけですが、そのときに勤務時間について検討を行った結果、ハーフタイムだとやはり業務の引継ぎが職員間でもスムーズに行えなかったことがありました。また、フルタイム勤務となると共済組合に加入となって、本来受け取る年金が一部支給停止となるということがあって、給与月額を、年金支給が得られるということを前提として決定した関係もあって、本来支給されるべき年金を受け取りながら勤務してもらうために、フルタイムに近い勤務時間として10分の9、週35時間とした経緯がございます。

○小貫委員

ハーフだと引継ぎがなかなか行えないということなのですから、ハーフ勤務というのは、先ほど聞いたら、3市で行っていると。ハーフに近い形で1市、4分の3で1市、5分の4で1市がやっていると。このように、小樽市よりも短い時間での勤務体制をしいている市があるのですけれども、そこではこのような問題は起きなくて、小樽市だと起きるということなのでしょう。

○（総務）職員課長

他市にどのように運用されているか伺ったことはないのですけれども、事実として、小樽市で運用した際に問題が起きたので、それを改善しようとして今の形になっております。

○小貫委員

総務省が平成23年度地方公務員の再任用実施状況等調査を行っています。常時勤務職員と短時間勤務職員ということで、短時間勤務職員は勤務時間ごとに調査していますけれども、小樽市はこれのどこに当たると返答したのですか。

○（総務）職員課長

一番上の31時間までの区分のところで回答しております。

○小貫委員

35時間なのだけれども、31時間以下で回答したということですよ。それはそれでいいという話になっているのですか。

○（総務）職員課長

この調査の回答に当たりまして、北海道に小樽市の実情を話した際、その区分でという回答をいただいております。

○小貫委員

どうしても気になるので、総務省自治行政局公務員部公務員課高齢対策室に電話をかけて聞いてみました。小樽市は31時間以下ということで報告しているのだけれども、それでいいのかということを聞いたら、返答に困っていましたが、法律では違反ではないと、先ほど職員課長が言ったように、条例で定めとなっているから。これはしっかりと総務省とも一回相談すべきではないかと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○（総務）職員課長

この制度の開始に当たって、共済組合の関係などもあって、共済組合を通して、総務省ではございませんけれども、健康保険の関係で問い合わせをした際に、勤務時間についてはそれぞれの自治体が決めるものなのということで回答をいただいております。

○小貫委員

それで、短時間の勤務にできないということなのですから、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条には、育児のために短時間勤務を幾つかの時間帯で選択できることになっています。この制度の内容について、小樽市での制度活用の実態とあわせて説明してください。

○（総務）職員課長

育児短時間勤務の内容と小樽市の実施状況という御質問ですけれども、制度自体については、職員の小学校入学前の子供を養育するために、常勤職員のまま幾つかある勤務形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度ということになっております。実際の勤務形態としては、国の制度においては、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分となる短時間勤務を選択できるようになっております。

なお、この制度の小樽市での実施状況ですけれども、条例化してはならず、導入を行っていない状況にあります。

○小貫委員

法律ができてしばらくたつと思うのですけれども、なぜ小樽市ではこれが実施されなかったのでしょうか。

○（総務）職員課長

勤務時間については変則勤務ということになっておりまして、代替職員の確保が難しいという面もありまして、導入には至っておりません。

○小貫委員

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条には、再任用の人を充てて確保するというような内容の条文があったと思うのですけれども、このように再任用と育児短時間勤務というのはつながっていると思うのです。小樽市で育児短時間勤務ができるような制度をつくる条例をつくって確立すべきだと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

再任用職員の活用という御質問でしたけれども、この育児短時間勤務についてはさまざまな時間が選べるということで、それを代替するために必要な再任用職員がその時間にぴったり合う時間を希望するかどうかというのがありますので、一概にうちの規模で再任用職員をこの条例をつくったときに必ずしも充てるということにはならないかもしれません。

○小貫委員

質問の仕方が悪かったです。再任用職員のためというよりも、今、働いている労働者のために、法律で認められている権利を、条例をつくってしっかりと保障すべきではないでしょうかという意図だったのです。

○（総務）職員課長

先ほども申し上げており、代替職員の確保という面もありますけれども、子育ての環境の整備ということもありますので、他都市の運用状況も調べて考えていきたいと思えます。

○小貫委員

他都市の状況は全く調べていないのですか。

○（総務）職員課長

条例化しているかどうかというのはある程度調べておりますけれども、実際にどのように運用しているかというのはまだ調べておりません。

○小貫委員

他都市では条例をつくっているところはあるということでもいいですね。それで、これは労働者の権利ですから、しっかりと保障することがまず大前提で、それが活用されるかどうかというのはそれぞれの職員が決めることだと私は思います。

それで、小樽市の現在の再任用職員に対して、例えば先ほどの職員課長の話をまとめると、旭川市では31時間労働で給与月額が約17万円ということで、小樽市よりも短い労働だけれども、お金は多くもらっている、北見市では4分の3の時間の勤務で約15万9,000円ということで、これも小樽市より時間は短いものの、お金は多くもらっています。先ほど課長が地方公務員法第24条を引き合いに出していましたが、この第24条第1項には何と書いてあるか、まず読み上げてください。

○（総務）職員課長

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされています。

○小貫委員

そういうことを基に、勤務状況についても、同じ職をやりながら待遇が異なるというのは避けるべきだと思うのです。再任用職員などともよく話し合っ、事を進めていくべきだと思います。

◎議案第5号について

最後に、議案第5号について、一つだけ質問させてください。

今回の改正で減額になる人数とその大まかな金額、それと、今の金額で引き続き小樽市が支給することはできないのかどうか、この3点について聞かせてください。

○（総務）職員課長

今回の恩給条例の改正に当たって減額される方は1名となっております。その金額については、年額で2万7,000円ほどとなっております。

また、下げないことはできないのかという御質問ですが、基本的に小樽市の恩給については恩給法にのっとりて支払うこととしておりますので、同法のとおり減額して支払うこととしたいと考えております。

○小貫委員

◎中期財政収支見通しについて

中期財政収支見通しについて、財政部に一言だけ意見を述べさせていただきます。

代表質問において、財政調整基金の来年度末の残高が幾らかということを知ったのですが、そのときは見直し作業を行っているという答弁でした。もう少し丁寧にこの辺も説明していただければと思いますので、一言だけ意見を述べさせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時03分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○酒井委員

樽っ子学校サポート、それから消防団の活性化について、質問させていただきます。

◎樽っ子学校サポートについて

初めに、樽っ子学校サポートが昨年度から始まっております。確認の意味も込めまして、昨年度のサポーター、

参加された児童・生徒の延べ人数、それと参加校というのでしょうか、それと今年度、直近の数字もあわせて、ま  
ずお聞きます。

○（教育）指導室主幹

まず、樽っ子学校サポート事業に関するサポーターの登録数でございますけれども、平成24年度は11名でござい  
ました。それに対して、今年度は10月31日現在で22名となっております。

また、参加児童・生徒数でございますが、昨年度は1年間延べ1,015名に対し、今年度は10月31日現在で延べ1,691  
名となっております。

最後に、派遣の学校数ですけれども、昨年度は延べ16校に対し、今年度は10月31日現在で延べ20校となっており  
ます。

○酒井委員

サポーターの数が倍になっている、参加校も増えています。この増えた要因についてどのように押さえています  
か。

○（教育）指導室主幹

サポーターの登録数ですが、小樽商科大学では教職課程をとっている学生が少ないものですから、なかなかサポ  
ーターの登録がされなかった状況があるのですけれども、今年度は生涯学習課と連携を図りまして、いわゆる学習  
支援ボランティアに加盟している商大生に声をかけまして、その商大生が樽っ子学校サポート事業に賛同してくれ  
て参加してくれた、そういうことが一つ要因ではないかと思います。学校でも基礎学力の向上というところで機運  
が高まっておりますので、そういった意味で、商大生の活用を図る学校が増えつつあるというふうに感じておりま  
す。

○酒井委員

サポーター、それから児童・生徒の数も増えています。口コミなどもあり、それから学校の理解も深まったとい  
うような感じだと思います。サポーター、それから参加されている児童・生徒の皆さんに、例えばアンケートなど、  
何か聞き取り調査のようなものもやられているかと思うのですが、この反応のようなものはどのように押さえてい  
ますか。

○（教育）指導室主幹

派遣が終わりましたら、報告書という形で感想を書いていただいているのですけれども、まず、サポーターの感  
想の中で、「学校の教員も勉強しやすい雰囲気をつくってくれて、すばらしい学習環境の下、勉強を教えることが  
できた」「教えるということのスキルアップにつながって、大変やりがいのある活動だった」「冬の事業のときも  
ぜひ参加したい」というふうに書いておりました。

それから、児童・生徒からの感想では、「大学生は優しく、教え方もわかりやすく、問題を解いていて、手順  
を図で描いたりして丁寧に教えてくれました」「途中で問題につまずいても、答えを導き出せるまで根気強く教え  
てくれました」「夏休みの学習がとても充実したものになりました」というような内容の感想が寄せられておりま  
す。

○酒井委員

あと数日もすれば冬休みに入るかと思います。冬休みに向けて何か周知などをされているのか、その辺はどうで  
しょうか。

○（教育）指導室主幹

現在、冬休みの期間の派遣については調整中でございます。校長会等を通して、より多くの学校が参加してくれ  
るように私たちも呼びかけておりますし、昨年度の冬休みは11校の派遣だったのですけれども、今年度は今のところ14校が希望しておりまして、本事業を活用して子供の学習意欲の向上を図ろうとする学校が増えてきているとい

う状況でございます。

#### ○酒井委員

一般質問もさせていただきました学力向上についての部分でいくと、これはやはりすごくいい事業だと思います。全国学力・学習状況調査の結果は昨年とほぼ変わらない、見える部分としては変わらないという部分だったのですが、これから大きくなっていく児童・生徒に対しては、やはりいろいろな方々と接して、そこで人間形成ができていくきっかけにもなるのではないかと思います。

一方で、サポーター、それから児童・生徒の数が増えていくと、日程調整という部分で結構大変なのではないかと思います。大変な部分もあるかとは思いますが、根気強くこの事業は進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ◎消防団の活性化について

次に、消防団の活性化について質問させていただきます。

まず、消防団の団員数について、平成22年度から、人数、それから女性の消防団員も含めて、推移と傾向についてお聞かせいただけますか。

#### ○（消防）主幹

消防団員の推移という御質問でございますが、平成22年度からということで、22年度の団員数が484名、23年度は490名、24年度は501名、それぞれ4月1日現在の数字でございまして、今年度につきましては、12月1日現在で499名の団員数となっております。

また、今年度の推移でございますが、4月1日の団員数につきましては491名で、現在は499名ですから、8名の増員となっております。そのうち女性消防団員は75名でございます。内訳につきましては、退団者23名に対し入団者31名でございます。

#### ○酒井委員

高齢化が進んでいる中、退団される方、新たに入ってくる方ということで、他都市を見ますと、消防団員の獲得が非常に難航しているという情報もあります。そのような中で、大体500名前後で推移しているわけでありましたが、消防団員の募集について、何か特別されていることがあれば御紹介願います。

#### ○（消防）主幹

消防本部では、これまでも消防団の活性化ということで、消防団員の確保につきましては、消防団協力事業所表示制度の導入や市内学生への入団促進なども実施しているところでございますが、やはり消防団といえば、地域のつながりが強い中で、各消防分団や町会での入団促進活動が、団員確保に大きな役割を占めているものと考えております。

今年度におきましては、その中で目立った活性化活動といいたしましうか、団員募集の活動といたしましては、市内2か所で消防フェアを開催いたしまして、銭函地区で9月22日に行っております。加えて、朝里地区で10月20日と、それぞれ消防フェアを実施した中で、消防団のブースを設けまして、消防団のPR活動又は消防団員の募集活動などを行っている状況でございます。また、9月23日には、長橋地区におきまして、学校の開校記念行事とあわせて、消防団のPR活動と防火意識の高揚活動といいたしましうか、そういったことで消防団をアピールし、あわせて消防団の入団につながればというところで活動を実施しているところでございます。

#### ○酒井委員

話が少しずれるのですが、この消防フェアですが、銭函で開催されたとき、私も行きました。地域の方々、それから子供たちも多く来ていて、はしご車も来て、動かしていただいて、非常に喜ばれていました。一方で、見に来た高齢者の方から、全然知らなかったと、子供たちが消防車がすごく好きなので、教えて見せてあげたかったという声もありました。周知についてもう少しPRしていただきたいと思いますので、その点について何かあれば御答弁

をお願いします。

#### ○（消防）主幹

銭函地区の消防フェアにつきましては、ラルズマート桂岡店で開きまして、約500名の市民の皆さんに来ていただいていた大変盛況だったのでありますが、その中で、担当の銭函支署に確認したのですけれども、今回のこの周知につきましては、町会の関係と、子供ということで、少年消防クラブを通じてのPRはさせていただきました。ただ、学校を通じてのPRはしなかったものですから、次回フェアを開くチャンスがあれば、そういったところも含めて広く周知できればと考えております。

#### ○酒井委員

火災の啓発活動にもなるかと思えますし、銭函について言いますと、桂岡・張碓・銭函各小学校、それから保育所、幼稚園もありますので、子供たちが非常に喜びます。子供たちも来れば、そこに両親もついてきますし、啓発活動、団員の募集にもつながりますので、周知を徹底していただきたいと思います。

それで、戻りますが、消防団の件について、大体500人前後で推移しているという話だったのですが、各種研修についてどのようになっているのか、年何回行っているのか、その辺はどうでしょうか。

#### ○（消防）主幹

消防団の各種研修、訓練でございますが、例年行っている訓練につきましては、春秋の消防団の合同訓練がございます。そのほかに、放水訓練や小型ポンプの操法訓練、新入団員の研修などを行っております。さらには、消防本部と連携いたしまして、消防本部の訓練の中に消防団員の皆さんにも入っていただきまして、活動を一緒にして訓練を行うということも行っております。いずれにいたしましても、消防団員の今後の知識、技術の向上ということで、担当といたしましては、今後も継続して訓練、研修を行っていきたいと考えております。

#### ○酒井委員

各種訓練、研修もさまざま行っている中なのですが、種類によっては札幌に行って研修、訓練を受けるという形が、ここ近年あるかと思えます。その前は小樽で実施していたようなのですが、500人前後で推移していますので、より多くの方が受けやすい環境をぜひつくっていただきたいと思います。予算も絡む話かとは思いますが、消防団が活動しやすいように、それから消防団といえども、ふだんは普通の会社で働いているなどの一般の方なので、勉強する環境を整えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

---

#### ○鈴木委員

##### ◎財務4表について

まず、報告の中から、財務4表についてお聞きします。

前も聞いた覚えがあるのですけれども、この概略版で何点か、数字の裏づけといいますか、どうしてだろうというのをお聞きします。

まず、1枚目めくっていただいて、「平成24年度 連結（関係団体含む）」というところで、貸借対照表の資産の部、3番目の流動資産の部分であります。資金（現金・預金）、51億8,600万円とありますけれども、連結ですから、一般会計ではなく、いろいろな会計を連結してということですが、この51億8,600万円というのはどういった形のもののなかにお聞かせいただけますか。

#### ○（財政）財政課長

ここの資金につきましては、現金、預金、あと流動性の高い基金ということで財政調整基金が含まれているところでございますけれども、まず、一番大きいのは、一般会計の財政調整基金、平成24年度決算の二十数億円かと思えます。そのほか、連結ということでございますので、水道事業会計、あと産業廃棄物等処分事業会計の部分で、水道事業会計であれば約6億円、そして産業廃棄物等処分事業会計であれば約3億円、あと、そのほかの部分で、

北海道後期高齢者医療広域連合の部分に持っている資金というのを連結した場合、本市の割合に応じて加算されますのでそれが入ってくる部分があり、そのほかに、株式会社小樽水族館公社や株式会社マリンウェーブ小樽、これらの民間のほうで持っている資金も割合に応じて加算される結果、この五十数億円という形になっているところがございます。

○鈴木委員

現金、預金、預金は定期預金などということなのですが、これは即、換金できるような種類のものというか、先ほど言った財政調整基金も入っていますのでそうなのですが、手持ち資金というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○（財政）財政課長

あくまでも 3 月 31 日時点という形になりますので、小樽市一般会計の部分であれば、基金に積み立てられている部分と現金として持っている部分、あと、預金として一時的に運用している部分などが含まれているところがございます。あと、他の民間がどういう形になっているか詳細はつかんでおりませんが、普通預金という形で運用しているのであれば、その部分は換金できるかと思いますが、あくまでも割合に応じて、市が持ち分に応じてこの表上で加算されている現金でございます。市が何か使えるという形ではございません。

○鈴木委員

その下のほうの段の販売用不動産が 10 億 3,400 万円とありますけれども、これはどのことを言うのかお聞かせいただけますか。

○（財政）財政課長

販売用不動産の主なものでございますけれども、小樽市分といたしましては港湾整備事業特別会計で造成しております土地の部分約 3 億 1,600 万円、あと石狩湾新港管理組合のほうで約 7 億 1,800 万円というのがここに計上されているものでございます。

○鈴木委員

数字の件でもう一点だけ聞きますが、「（４）資金収支計算書」の中の当年度資金増減額で 13 億 3,600 万円とありますけれども、これの主なものは何になりますか。

○（財政）財政課長

具体的に何ということではなく、経常的収支の部分で、財源として市税や地方交付税の部分がございまして、その部分で余剰が出た分が増要素としてここに上がってきているところでございます。

○鈴木委員

そして、資料 1 の後ろのほうに、各表の概要・対前年度比較があります。1 ページの一番下のほうに、市民 1 人当たりの資産額、負債額、純資産額とあります。これは財務省がつくりなさいということで、こういった表をつくらざるを得ないわけでありまして、例えば、一般市民に対しては、先ほど、ホームページでこの件を公表することでした。それで、市民が、例えば「連結（関係団体含む）」で、資産 217 万 4,000 円、要するに平成 24 年度、1 人頭でそうですよと言われて、その前年度からこのぐらい変わりましたということを書くわけですが、これがどういう意味というか、例えば、本来であればこの中身で、うちは公共資産がこれだけありますと、公共資産というのはこういうもので、皆さんが道路や建物、そしていろいろな衛生関係や公共施設といったことで、こういう利益というか、皆さんが使われているものと、そういうコメントといいますか、説明というのは、何か今後、公表に当たってつけるつもりはあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

わかりやすさからいうと、何かしらのコメントがあったほうがいいかとは思いますが、いかんせん連結の考え方そのものがかなり複雑になっておりまして、公表に当たりましては今のところこのままという形で考えて

おりますが、今後に向けては、やはりどういう形がわかりやすいのかというのは引き続き研究させていただきたいと考えております。

○鈴木委員

これを載せる機会は難しいかもしれないのですが、例えばそういうことが皆さんにどう関係するのか、純資産が増えればこういうことができた、何が減ったらこの行政努力をこういうふうにしたなど、そういうニュアンスのちゃんとした御説明ができれば、もっとよくわかっていただけるのではないかと思いますので、それはぜひお願いしたいと思っております。一般市民の方の目線に立って数値を説明することはやはり大切なのだろうと思っておりますので、お願いします。

それと、もう一点だけなのですが、平成24年度の総務省方式改訂モデルの資料2ですが、こちらの貸借対照表の資産の部、投資等の6番目に、回収不能見込額として2億2,261万1,000円とあります。例えば普通の企業ですと、こういうのは貸倒引当金といいますか、完璧な欠損ですので引きずることはないのですが、自治体の会計では、こういうことでずっと残って合算されていくものなのでしょうか。

○（財政）財政課長

ここの欄につきましては、貸付金長期延滞債権のうち、今後、回収不能となることが見込まれるもの、今から見込むというもおかしな話なのですが、そういう形になっておりまして、その部分は長期延滞債権の過去3か年の不納欠損率の平均を掛けまして見込んでいるものというふうになっております。

○鈴木委員

せっかくこういう財務4表を出しますので、ぜひとも市民の方にも説明というか、わかりやすく、見てすぐはわからないのかもしれないですね、そういった意味では、わかりやすいコメントをつけていただくように希望します。よろしくお願いします。

◎一般職員の構成について

次に、代表質問で取り上げました、また、先ほどの小貫委員の質問にもありました再任用の職員の件であります。

私の代表質問では、再任用制度を取り入れたら、若い方や途中から入られる方がなかなか入れないのではないかと聞いたのですが、大丈夫だということでした。なぜならば、再任用を希望しない職員もいるためということでもありますけれども、再任用を希望しない職員というか、退職が何人で、再任用された方が何人ということ、過去5年間ぐらいですか、できればおっしゃっていただきたいと思います。

○（総務）職員課長

過去の退職者数と再任用の職員数の関係ですが、再任用を再開した平成20年度からの数字でお答えいたします。定年退職者については、前年度末の退職者数ということでお知らせします。

まず、20年度の退職者数が58人、再任用者数が33人、21年度が退職者数54人、再任用者数28人、22年度、退職者数が56人、再任用者数が28人、23年度が退職者数46人、再任用者数22人、24年度が退職者数44人、再任用者数15人、25年度、今年度ですが、退職者数47人、再任用者数21人となっております。パーセンテージでは48パーセントぐらいが再任用となっております。

○鈴木委員

市役所で再任用していただいて、無年金というか、この前の部分は部分年金が出ているということでもありますので、そうでもありますけれども、思ったよりも少ないのです。せっかく働ける場があつて多少なりとももっと稼げたら、そのままの方が給与をいただけたら、そのままの方が多かと思うのですが、思ったよりも少ないと思いますが、これはどういう理由でしょうか。やはり少ないとは思いますが、どうしてこのような、意外なのですが、半分以下なのか、どうお考えですか。

#### ○（総務）職員課長

退職者のうち再任用を希望しない者の理由について、特に調査は行っておりませんが、例えば本人が持っている資格等を生かして個人で事業を始める、再就職する、また、女性の方であれば、家庭に入る、家事に専念するといったこと、また、本人の健康状態や家族の介護などもあると思います。理由はさまざまだと思いますけれども、調査を行っていませんので、あくまで想像でございます。

#### ○鈴木委員

我が党も、先ほどおっしゃったとおり、今回の改定については無年金期間がそういった形になりますので、賛成といいますか、これはそうすべきだと思っています。先ほど小貫委員から、待遇が悪いのではないか、給与が少ないのではないかという話もありましたが、我々が民間企業の方と話をしますと、よく、なかなか次の職場が見つからない、体力がなくてその会社がそのまま再任用をなかなかできないなどと聞く中で、再任用されるということは大変いいことというか、幸福なことだと本当に思っております。

その中で、先ほどお聞きした中で、今回の改正からは、無年金になるので給与水準が上がる、そして、期末手当もつく、そして、今の再任用の方については、そういう一部年金が出ていますので、その分が減ったままということになるということでした。再任用の方が1年間に所得として得られるのはこのぐらいという、市が考えている目安は何かあるのですか。例えば、この給与だと、無年金だとうすけれども、例えば今の再任用の方は年金を大体どのぐらいもらって、先ほどの前の年の使い方というか、今までのそういった使用形態であれば、総体的に年間どのぐらいという目安があるかどうかお聞かせください。

#### ○（総務）職員課長

現在、再任用されている職員については、委員がおっしゃるように、部分年金といいますか、報酬比例部分が出ております。この報酬比例部分については年額150万円ほどというふうに考えておりまして、現在の再任用職員の給与年額で150万円ほどですので、合わせて300万円ほどの収入があります。一方、今回、条例で提案させていただいています新たな再任用については、退職後、無年金期間ということになりますので、再任用だけの年収となります。その再任用の年収は、先ほど申しました現在の再任用の年収300万円と同等ぐらいというふうに今、見込んでおります。

#### ○鈴木委員

今、再任用されて働いている方、それから今度の改正後に再任用される方というのは、かまどは違いますが、全体として1年間に収入を得るのが300万円ぐらいということを目安に、逆に言えばそれを目安に大体の給与が決まったというふうに思いますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

#### ○（総務）職員課長

そういうことは考慮して決定しております。

#### ○鈴木委員

今後は、こういった形になりますと、私は、再任用の方が増えるのではないかという気がいたします。職員の年齢構成など、そういうバランスを考慮していただいて、今後も続けていただきたいということで、この項の質問を終わらせていただきます。

#### ◎教員配置について

それで、最後の質問になりますけれども、教員の配置についてということで、何か大きな話で、何なのだろうかと思われると思います。

例えば、私はこの前、野球部やバレーボール部、バスケットボール部、いろいろな部活動の顧問をやっている教員と話をすることがありました。そのときに、そういった顧問の方がいないと結局、部活動ができないと、そして、どの学校でもなるべくある程度主要な競技の部活動はできればいいねという話をしたところ、今の状態で教員は

忙しすぎると、はっきり言って、なかなか顧問になって指導する時間もないということでした。

なぜかということを知りました。簡単に説明します。例えば一つの学校で教員10人を定員とします。校長、教頭も含めて10人です。そのときに10人の皆さんがそれぞれの分掌、いろいろな仕事の分けをして、それを的確にやっていたら、たぶんそれは間に合うし、部活動をやる時間も出てくるだろうと思います。ところが、その10人の中にはやはり、親の介護をしなければいけない、ましてや子育てでなかなか忙しい部分もある、それから、自分の体調もすぐれない、持病もあるなど、そういう方もいらっしゃいます。そういった方が三、四人、急に一つの学校に集まってしまうと、その学校では教員が全く足りなくなるというわけであります。

本来でありますと、1年たって配置転換というときにしっかりとフォローするのでしょうけれども、一番困るのは、教育委員会に届けるほどの話ではない、少しぐあいが悪いだけだが、長引いている、そして、親の介護についても、証明書をとって休暇をとるほどではない、そういう中で、校長がほかの教員に、こういうことも考慮して皆カバーしてやってくれという話なのです。例えばそれが長く続くと、教員間ではやはりなかなかやっていけません。

何を聞きたいかといいますと、校長はそういった場合、自分の監督能力が問われるわけですから、その配置の人数の中でしっかりとやりたいと思われると思うのです。そして、出産して公的に育児休暇をくださいと、先ほど言った介護休暇をくださいということは、それは公正にいただけるものですから、それはいいのです。ところが、先ほど言いましたとおり、そこまではいっていないのだけれども、そういう状態が続いている方が何人か集まったとき、教育委員会としてそういう実態を把握する必要があるのか、そういうことをお聞きします。

#### ○（教育）学校教育課長

教員配置についてですけれども、基本的には、日々、校長からいろいろな相談は受ける場面があります。病気の期間などが一定程度長くなれば、例えば1か月以上であれば、時間講師を代替で入れる、3か月を超えるような休職に入るということであれば、フルタイムの期限付教職員を配置する、そういったことに至っていない状況の中では、基本的には、校長も現有勢力の中でいろいろと工夫しながら、そういった100パーセントの力が発揮できないような状況の教員がいた場合には、ほかの教員で補っていくといった工夫をしながら、組織としてそういった部分のカバーをしながらやっていくという中で、毎年、次年度に向けての人事協議を行っております。

その中で、今、委員がおっしゃったように、そういった方が1人、2人ではないという事象がたまたま発生した場合の対応ということでいきますと、やはり基本的には、療養の期間が長くないと、一定程度代替措置ができないというルールでやっておりますので、教育委員会としても、そういう相談が来た場合には、できる限り相談に乗って、何かいい形がないかということでは知恵を絞っていきたくは思っていますけれども、基本的には現有勢力の中で何とかしていただくというのが実際のところでございます。

#### ○鈴木委員

校長のリーダーシップといいますか、その方の采配というか、例えば、先ほどの、届出まではいかないけれどもそうだという方にも、ある程度の部分では、届けるか、ちゃんとするか、どちらかしてくれという話もしなければいけないですし、そういったことについて校長が困ったと思ったときに、気軽に相談できるところをぜひつくっていただきたいし、その手当、相談だけではなく、その相談に実際に乗って、何かしらの手だてを打つ方法も、やはり教育委員会でひとつお考えいただきたいということでよろしくお願ひしたいのですが、答弁していただきたいと思います。

#### ○（教育）学校教育課長

学校現場における人事の問題については、私も実際いろいろな相談を受けておりますし、そういった中できちんと学校の事情に耳を傾けて、でき得る対応を模索しながら、その辺は教育委員会としてもサポートしていきたいと考えております。

## ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

## ○秋元委員

### ◎行政評価について

初めに、行政評価について、平成24年度と25年度の評価調書の違いにどのような点があるのかお聞かせいただけますか。

### ○（総務）企画政策室安部主幹

平成24年度と25年度の事業評価調書の違いについてですが、お手元の資料3をごらんいただきながら説明します。

まず、資料3を4枚めくっていただくと、各事業の事業評価調書になっております。こちらを見ていただきますと、全体的なつくりとしまして、自己評価を行う際に事業のPDCAサイクルを意識しながら行うために、事業の目的や手段の確認ということで、事業概要としましてPlanという項目を設けております。それから、その下へ行きますと、実績や成果の確認、Do、それから、裏面に行きますと、点検の内容としましてCheck、それから、一次評価として見直しの可否の判断、Actionということで、そういったPDCAの流れに沿って調書を作成できるように、記載項目の区分を設け、整理したところであります。

それから、記載内容の各部での統一性を図るために、各部局に配付した事業評価マニュアルで定義等を明示しまして、そのほか、できる限り、この調書の中にも、小さな注釈なのですが、そういったものをつけて、より記載しやすくするような工夫といったものをしております。

今、事業評価マニュアルの話をしてしまいましたが、ごらんになっている資料3の頭に、1ページ目から6ページ目があります。これが調書の見方というふうになっているのですが、マニュアルでは、この内容とほぼ同じようなことで、各部で作業していただいたということになっております。

次に、大きく2点目としまして、事業を点検する際の判断材料の一つとなるように、新たに活動指標と成果指標というものを設定しました。そこに、事業の目的達成のための手段や実施状況、目的の達成度合いなどについて、各年度の推移等を数値化して表すようにしました。これは、評価調書の表面の中段より下側のほう、「実績・指標(Do)」というところで記載するようにしております。

最後に、3点目としまして、事業の点検や一次評価での必要性・緊急性などの判断、今後の方向性の判断におきまして、それらの判断理由を明記することとしました。各部での事業実施に当たっての現状把握、課題の洗い出しなどがより深まるように努めたところでございます。

## ○秋元委員

私も平成24年度の評価調書を見させていただきまして、改善点など、意見を言わせていただいたのですが、評価調書の中身を変えることによって効果というのは感じられましたか。

### ○（総務）企画政策室安部主幹

今後、来年度以降の実施を検討する中で、今回、評価を実施した各部の担当にも、この評価調書の記載方法といったことについても調査はしようと思っておりますが、私としては、評価の視点に基づいた事業の点検方法や事業内容、評価の判断理由を、こうして対外的に詳細に説明するという点に関しましては、各部において一定程度の理解が進んだのではないかと感じております。

## ○秋元委員

それで、平成26年度、本格実施すると伺っています。評価調書についてはこのままの内容でいくのか、個人的にはもう少し工夫していただきたいという部分があるのですが、このままいくという考えでいらっしゃいます

か。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほども申しましたが、実際にやった各部のいろいろな意見といった部分を参考にしまして、昨年度と比べまして项目的に多くなった関係もございまして、そのあたりはいろいろな意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

○秋元委員

文言の定義についても一般質問で伺いました。今回の評価調書の中で現状維持となっている事業なのですが、実は経費増により事業予算が増えるものについては、現状維持という割には、経費による予算増ということが含まれていないとか、予算は増えても現状維持という考え方でいくのですよね。先ほど、このままホームページに掲載するということでしたけれども、その辺の説明も必要なのではないかと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま、経費増であっても現状維持という判定といたしますか、今後の方向性を出しているということについての説明ということなのですが、先ほどもごらんいただいた資料 3 の下にページ数がありまして、5 ページの下側になるのですが、「④（今後の方向性）」の説明になっております中で、現状維持につきましては、「⑦）市実施（現状維持）」というところで説明しておりますけれども、「事業の手段や内容に変更がなく、今後も実施する事業」ということです。

それから、例えばその上の「⑥）市実施（拡大）」のところでも、「事業の手段や内容を見直し、対象や経費を拡大する事業」、ここは「対象や経費を拡大する事業」ということで、こういうものは拡大と判断することにしております。その後の「なお」以降なのですが、「事業の見直しを伴わない、単なる経費増」、例として幾つか挙げておりますけれども、そういうものについては現状維持とするということで、こういう形で定義については示したいと考えております。

○秋元委員

私も読み込ませていただきまして、少しわかりづらいというのがありまして、要改善という表現を変えたほうがいいのではないかとこのところがありました。何かというと、まず、ナンバー 9 の事業なのですが、在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについて、二次評価で要改善と判定されています。これは、高齢者の方が利用料金 3,500 円のうち 2,000 円を市が負担するというものなのですが、中身を見ますと、事業費が各年度の利用実績掛ける 2,000 円となっているのです。この事業については、一次評価で見直しの余地なしというふうに出ているのですが、二次評価で、利用料金の 2,000 円を負担するより、要するに自宅訪問にかかる経費分にするなどを検討するように、との記載があります。要改善というよりは、事業内容の変更をしたほうがいいと私には受け取れるのですが、要改善というと、予算的にも、たぶんこの表現のとおりに行うと、かなり大幅に予算が減るのではないかと思うのですが、この辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

この事業につきましては要改善という評価結果を出しているわけなのですが、先ほども申しましたように、要改善というのは、事業の見直し等を伴うものということで判断しておりますが、特にこの事業につきましては、一定額を市が負担して、一定額を利用者が負担するという形で、ずっと長い間やってきている事業なのですが、例えば、この事業の中で見ますと、他都市の状況としては、利用者にとっても市町村にとってもいろいろな負担の仕方があるということで、そういったものも見ても事業の見直しも検討してくださいというような意味合いでの評価結果になっておりまして、そういった事業の見直し等に関して、要改善という評価を下したということになっております。

### ○秋元委員

所管が総務常任委員会ではないので、細かい事業内容については話しませんが、要するに判定でそういう結果が出たということは、今いろいろと意見はありますが、それは別として、要するに少しわかりにくいと思うのです。この評価結果どおりにいくと、事業費はかなり大幅に、半分以上になるのではないかと予想してしまうのです。そもそも、事業の目的と今回の二次評価で言われていることが違うことについては、そういう判断をされたということでもいいのですが、その書き方が要改善だと、読み込まないと何を言いたいのかというのがなかなかわからなくて、利用者の状況などを見ると、経費が、予算額、事業費が減ることなのだろうと思ってしまうのです。そういうことを考えると、この書き方だと問題があるのではないかと思います。要するに、事業内容の変更などというふうにしてもらったほうが、私たちが見てもわかりやすいのではないかと思います。ぜひその検討もしていただきたいと思うのです。

それと、これは新聞報道にもありましたけれども、生活支援ハウス運営事業費について、二次評価で休廃止・終了となるということでした。それで、我が党にも問い合わせがありましたけれども、判定も、情勢変化から必要性が低い、実際には対象者は存在しなかったということなのですが、既に入所されている方がいらっしゃいます。読みますと、制度上すぐに廃止はできませんし、このような場合、代替施設についても考えていかなくてはならないと思うのですが、この辺の説明も、新聞に載ってしまって、利用されている方々の中には、やはり非常に不安になっている方もいますから、その載せ方にも問題があったのではないかと思います。入所をされている方、また、ほかにいろいろと事業評価をする上で、後から話しますけれども、新・市民プールもたぶん将来的には行政評価、事業評価の中には載ってくると思うのです。そのときに、利用されている方になるほどと思えるような表現にしないと、きっと誤解されるのではないかと思います。その辺はいかが考えますか。

### ○（総務）企画政策室安部主幹

まず、行政評価に関して一般的な話をいたしますと、行政評価による結果につきましては、次年度からの決定ということではなく、中期的なスパンでの今後の方向性ということで、具体的な対応につきましては、その後の予算編成の中で、また、事業を継続していく中で、そういった方向性に沿って検討していくということで評価しております。ただ、ただいま、御指摘があった事業のように、その事業に限らず市民の生活に直接に影響が及ぶような、事業の大きな見直し、廃止も含めた見直しにつきましては、評価内容のこういった確定、公表に当たっては、丁寧で慎重な説明が必要になるものと考えております。

### ○秋元委員

次に、これも判定内容についてなのですが、ナンバー11の災害遺児手当なのですが、これも二次評価の要改善の内容を見ますと、事業を縮小しなさいと言っているのではないかと感じるのです。評価調査の上のほうの「事業の効率性」では判定Aとなっていて、この中で、道内10万都市10市中9市で類似の制度を実施しており、支給対象児童を高等学校在学者まで拡大している都市もある中で、小樽市では義務教育終了までの児童に限定し、支給額も昭和56年から据え置いており、現時点では見直し余地はないと考える、という判定結果なのです。二次評価では、他市の動向、現状も踏まえて、引き続き事業の点検、見直しをするようにということなのだと思います。これは、他市が高校在学者まで拡大しているので小樽市も同じように拡大しなさいと言っているのか、それとも支給額を減らせと言っているのか、中身がよくわからなく感じるのですが、この辺はいかがでしょうか。

### ○（総務）企画政策室安部主幹

評価の内容につきましては、繰り返しになりますけれども、決定的な指示というわけではなく、中期的なスパンを見据えた方向性として判断している内容になっております。当然その間の事情、情勢の変化もあり得ると思えますので、一部の事業についてはこのように例を示しながら、これでいきますと、道内の同制度実施市の間においても差異が見られるなどということを挙げながら、必ずしもこうしろということではなく、事業のより有効で効

率的な運用に向けた見直しというものが必要だというような観点での表現です。ですから、やや曖昧な表現にはなるのですが、そういった見直しの方向性を示すという形で表現しております。

○秋元委員

私としては、もう少しはっきりとした言葉で表現したほうが、これを見て、それこそ平成26年度予算など、今後の事業の方向性を検討する中で、職員の方はこれを見てどういうことを示しているのかわかるかもしれないのですが、私たちにはどちらをとって将来的な部分を考えているのかという部分でわからない部分があるので、その表現の仕方を検討いただきたいと思います。

それで、一次評価のActionの部分の26年度見直しのところにマルと書かれている事業が二つあります。この結果について、マルが書かれているものと書かれていないものがありますけれども、マルと書かれているところについてはどのように考えたらよろしいですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

評価につきましては、中期的な今後の見通しということで評価するのですが、その中でも見直しの項目について、直ちに次年度実施できるものについては、原部で判断してここにマルをつけているということになっております。このマルのついた事業につきましては、今後の予算要求や編成の作業の中で、改めてこの評価結果に基づきまして、事業の内容の検討や事業費の精査を通して、次年度予算編成に反映されていくものと考えております。

○秋元委員

行政評価につきましては改めて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎就学時健康診断について

続きまして、一般質問で伺いました就学時の健康診断についてなのですが、今年度、入学予定者745名のうち734名が健康診断を受けたということで、11名の方が受けていないということでした。11名の方の今後の対応がどのように行われているのか伺えますか。

○（教育）学校教育課長

未受診の11名の方につきましては、その中で、今、海外に在住されている、あと、これから海外へ転出される予定、また、特別支援学校に就学予定ということで、事前にこちらに受診しない旨の連絡をしている方もいらっしゃいます。それ以外の方につきましては、12月20日に、保健所において追加の就学時健診を行うこととしておりまして、その対象の方には案内文書を送付しております。

○秋元委員

そこまで手当をしても受けない方はいらっしゃるのですか。

○（教育）学校教育課長

今、手元に数値はないのですが、中にはいらっしゃると思います。就学時健診を受けないと入学できないということではありませんので、そういった機会を逃した方については、入学早々の5月の時期に1年生としての定期健康診断を受ける形になりますので、そういった中で児童の健康管理についてはチェックしていただきたいというふうに思っております。

○秋元委員

続きまして、発達障害や知的障害については就学相談を実施しているということでしたけれども、直近3年ぐらいの就学相談の実績はどのようになっているのか伺えますか。

○（教育）学校教育課長

まず、平成24年度の実績なのですが、就学相談の件数としては52件ございました。そして、23年度においては38件、22年度においては40件、21年度においては32件となっております。

## ○秋元委員

今回この質問をするに当たって、以前から強く感じていたことがありまして、それは、入学されまして、たぶんその学校の教員、また、周りの方も感じていらっしゃるような、もしかしたら障害があるのかなというような児童なのですけれども、実は私の子供の周りにもいらっしゃって、学校で非常にいじめられていたのです。ただ、その話について教員に聞くと、保護者の方には何度も話しているのだけれども、受け入れてもらえないのだということだったのです。非常に不幸なことに、その子供に対するいじめについては、もちろん担任、学校も一生懸命手当はしてくれていたのですけれども、子供に聞くと、やはり陰でずっと非常にいじめられていたということでした。

今、就学相談の実績を伺いましたけれども、そのような子供について教育委員会で押さえられていますか。今の就学相談は、言い方は悪いですが、待っていて相手から相談いただくという形だと思うのです。そうではなく、市のほうから、独自にそのような発達障害や知的障害の方に対する、検査と言ったら失礼ですが、そういう考え方というのはありますか。

## ○（教育）学校教育課長

就学相談を行っておりまして、また就学時の健康診断においても、内科医が集団のいろいろな子供を見ている中で、この子供は特別に支援が必要だろうというように感じた部分は保護者の方に伝えるなどという形もやっています。また、就学前に多くの子供が幼稚園や保育所にも通われていると思うのですけれども、その中でやはり特別な教育的な支援が必要だという子供がいるということは把握しておりまして、就学に当たって、学校にそういう情報を提供するという中で、そういった取組は今やっているところではあります。保育所の方などから話を聞くと、幼稚園の職員も保育所の職員もずっとプロとして就学前の子供を見てきていますので、この子供は特別な支援が必要だということがやはりわかるのです。ただ、そのように感じた部分と保護者の方との認識が必ずしも一致しないと、うちの子供はそういう特別な支援は必要ありませんというように思う保護者の方も実際にいるというふうに伺っています。そういった子供がそのまま小学校に入学したときに、なかなか保護者の方がそういう意識にならないという部分と、逆に就学相談でいけば、こちらから幼稚園、保育所、児童デイサービスなど各所に案内して、それで相談に来られる方はやはり気にされている方が多いという部分もあるのですけれども、そういった中で、今後は早い段階からそういった子供について必要な手当てを講ずることができるように、何らかの新たな取組について、今後、特に就学前の段階で、関係機関と連携をとりながら考えていきたいと思っております。

## ○教育部長

今、課長から説明申し上げましたけれども、教育委員会の取組といたしまして、今年、特別支援教育連携協議会というものを立ち上げました。これは、今、話にございます就学前のかかわりということで、保健所、それから幼稚園、保育所といった関係の方も含めて、それから高校、義務教育以降の子供の特別支援教育にかかわる小樽市内の多くの機関が結集しまして、子供一人一人の特別支援にかかわる今後のサポートの仕方について、どのようにやっていこうかと、そういう組織も立ち上げましたので、そういった中で就学前の子供のあり方についても協議されるという、その場を設定しております。

## ○秋元委員

まず、先ほど、平成24年度、52件の就学相談をいただいたということで、多いのだなと思いました。

また、今、部長から、連携協議会を立ち上げたということで、まずはしっかりと話を聞いていただけるよう、一人一人の対策というのは非常に難しいとは思いますが、ぜひ丁寧をお願いしたいと思います。

少し飛びますけれども、脊柱側弯症の件で今回、一般質問をさせていただきまして、24年度12名のそういう対象の方がいらっしゃったということを伺いまして、今後、市として、モアレ検査のような、脊柱側弯症と疑われる子供を早期に発見するような検査、このようなことを考えていらっしゃるのかどうか、1点だけ伺います。

## ○（教育）学校教育課長

現在、脊柱側弯症の検査につきましては、学校保健安全法施行規則の技術的基準に基づく触診と視診を中心にやっているとございます。モアレ検査につきましては、調べたのですが、道内ではやっている市町村はないということで、道外、特に千葉県でやられているという部分があります。ただ、インターネットで調べた限りでは、茨城県のある市町村の議会の議事録の中で、モアレ検査の機械というのが新たに製造はしないというようなことになっておりました。そういった意味では、これにかわる新たな手法というものが出てくるのではないかと予想しているのですけれども、まずは就学時の健診でも脊柱の検査をしますし、毎年、定期健康診断の中ではそういった触診、視診に基づいて行っております。その中では、平成24年度でいけば6人の方がそういうことで数字が上がっていますけれども、健康診断の中では、そういったことに気づくことがやはり一番大事なことだと思いますし、そういったことで発見できている部分については、専門の医療機関を受診するという対応になっていると思います。ただ、モアレ検査をやっている道外の市町村につきましては、今後また違うような検査が出てくるといったこともありますので、そこはやはり引き続き、モアレ検査を導入している市町村については調査・研究してみたいと考えております。

## ○秋元委員

### ◎新・市民プールについて

最後に、新・市民プールについて伺います。

これについては、先日の小樽市議会「市民と語る会」の中でも市民の方から要望がたくさんありまして、私たちも話を聞いてまいりました。公明党としては、これまでも新・市民プールは必要であると考えておりまして、いろいろな場所で訴えてまいりました。ただ、いろいろな課題があるとは感じております。たぶん、小樽市議会の全議員、どなたもきっと反対はされないのだろうと思います。ただ、先日、安斎議員も懸念していましたが、やはりランニングコストの部分なのです。ほかの議員の方たちもきっとそうだと思いますし、私もそうなのですけれども、本当に維持していけるのだろうかというのは一つ不安に思っております。先ほども話をさせていただいたとおり、将来的には必ず行政評価の俎上に上って、きっとそのころには外部の評価委員会の方が評価した上で、たぶんいろいろな判断をすると思うのですけれども、いろいろと調べると、今、全国の市町村で公営プール、公設プールがかなり減ってきているという現状があります。それはやはり老朽化と維持できないという問題があるのではないかと思いますのですけれども、この辺の押さえといいますか、どのように感じておりますか。

## ○（教育）生涯スポーツ課長

全国的な調査については、以前にも答弁させていただいたかと思いますが、学校複合施設として市民開放をしているプールにおいても、単独施設のプールにおいても、全体的に見まして、やはり赤字化といいますか、維持費と使用料等の収入バランスはとれていないという結果が出ております。

## ○秋元委員

以前、話をさせていただきましたけれども、社会教育施設ということで赤字は仕方ないという考え方が今後たぶん通用していかないのだろうと思うのです。先ほど共産党の小貫委員からも、珍しく私と考え方が一致したのですけれども、やはりランニングコストの部分、赤字になる部分をどうやって縮小、縮減していくのかというのは、非常に課題になってくると思うのです。以前、質問させていただいたときには、室内水泳プールの平成16年度、17年度、18年度の全利用者数も、18年度では前年度より4,500人も減っているということでした。そして、1人当たりの市負担額は1,282円ということでした。高島小学校温水プールの利用状況と、1人当たりどのぐらい市で負担しているものなのか、この辺をお聞かせいただけますか。

## ○（教育）生涯スポーツ課長

高島小学校温水プールの維持経費の関係で、ここ直近でいきますと、平成24年度では歳入が280万9,000円、歳出

につきましては3,213万1,000円、24年度の実績利用者数が2万385人となっております。歳出から歳入を引いた一般財源部分の維持経費が約2,800万円になります。それを利用者数で割りますと、1人当たりにかかる経費が1,400円ぐらいになります。23年度でいきますと、歳入が361万3,000円、歳出が3,255万8,000円、その歳入部分を引きますと、2,894万5,000円が一般財源の維持費となっております。23年度の利用者総数が2万4,345人となっておりますので、割り返しますと1人当たりの維持経費が1,189円となります。ちなみに、高島小学校温水プールでは、室内水泳プールもそうだったのですが、利用料収入につきましては、一般の単価が450円、高校生・高齢者が220円、小・中学生無料という形で推移しております。

#### ○秋元委員

平成18年4月末と25年4月末で言いますと、年少人口が約2,600人減っております。生産年齢人口が約1万5,000人減っています。老年人口で4,100人ほど増えております。一番増減が多いのが55歳から59歳の方で、5,400人ほど増えているのです。そういう人口動態などいろいろなことを考えながら、どういうものが小樽市にとって必要なかというのは考えていかなければならないと思うのです。室内水泳プールのときの利用者の状況も、小・中学生、高校生、一般、無料、また専用使用についても人数を伺いましたけれども、ほかの市で市のプールが廃止になるかというような状況のときにアンケートをいろいろとっておりまして、利用されているいろいろな方々のアンケートで私が気づいたのが、その市で一番必要だというパーセンテージが高かったものとして、一般の方も保護者も中学生も小学生も娯楽を重視したプールが必要だと答えていらっしゃるのです。そういうことから考えると、いろいろな考え方はできると思いますけれども、小樽市でこれまで利用されている方々を対象にアンケートをとって、どういうものが必要なのか、またいろいろなアンケート結果が出ているかと思いますが、今まで行ってきたアンケートでどういうことを押さえていたのか、その辺を伺えますか。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

新・市民プール建設に向けての事業が総合計画の前期、平成21年から始まったときに、最初に行ったのが、高島小学校温水プールの利用者が、室内水泳プールがなくなって代替施設として移行した後、その利用者と総合体育館でほかのスポーツをやっている方々に対して、アンケート調査を21年10月に行って、約1か月間、アンケート期間を設けております。大きな形では、13項目、17の質問という形で行っております。今、委員がおっしゃったように、年代層もそうですし、何を目的に利用しているかも含めまして、その中でプールに必要と思われる設備というか、欲しいものは何かということでの質問項目を設けました。それで出てきた内容としては、まず小樽の場合は競技大会ができる公認プールが必要と、あと子供用の遊泳プール、要は遊びのプール、また障害者対応のスロープなどがついているプール、それと上がった後、体を温めるサウナ、採暖室等が欲しいというのが一番多いという結果が出ております。

#### ○秋元委員

実際いろいろな市民の方の要望はあるかと思うのですが、今回、陳情をいただきまして、冒頭に陳情趣旨説明もありましたけれども、この中にも公認プールが欲しいという話がありました。ただ、先ほど話をさせていただいたように、もちろん全ての市民の方の要望に応えられればいいのですが、将来の維持・管理のことを考えると、本当に全てに応えられるのかと、公認プールをつくるとしたときに、本当にそういう敷地などがあるのかどうなのか、その辺は非常に不安といいますか、考えているところなのですが、皆さんそうだと思うのですが、プールが欲しいという方と必要ないという方、両方の意見を私は伺います。必要だという方の思いというのは本当に切実ですが、要らないという方の考え方も一理あると思うのです。自分は使わないという方々です。欲しいという人たちの分を自分たちが税金で負担しているのかと怒られたこともあるのです。本当の話なのです。今回の陳情趣旨説明の中でありましたけれども、例えば水泳教室、教育目的なのか、健康医療なのか、また話をいただきました競技会が開けるようなプールにするのか、いろいろとあると思うのですが、その利用目的をしっかり

していかないと、あれもこれもというふうにはたぶんもういかないだろうと感じておりますし、要らないと言っている方々にもしっかりと説明できるようなものにしていかなければならないのだろうと思うのです。

それで、今回の陳情の中に、これまでも議会の中で話がありましたけれども、旧小樽市室内水泳プールについて、要するに駅前再開発にかかわって補償金 6 億 8,000 万円はほかに使ったとおっしゃっていましたが、私も過去の議事録なども調べさせていただきましたけれども、駅前再開発にかかわって都市再開発法でいろいろと権利の交換というものも必要になってきたのではないかと思いますので、まず当時の権利返還と補償金について、どのような状況だったのか説明いただきたいと思います。

#### ○（財政）財政課長

概略で説明させていただきますが、補償金ということで答弁させていただきますけれども、土地、建物、あと動産の移転補償ということで補償金が入ってきておりまして、その総額は約 7 億 9,950 万円となっております。

#### ○秋元委員

私も都市再開発法のかかわるところを調べてみましたら、地方公共団体の分担金というところがありました。その辺の地方公共団体の分担金の考え方について、手元に何か資料などはありますか。

#### ○（財政）財政課長

資料的なものは持ち合わせておりませんけれども、財源スキームといたしましては、全体の事業費の 3 分の 1 を国が、残りの 3 分の 1 を地方が、残りの 3 分の 1 を事業主体が持つというふうにお聞きしております。

#### ○秋元委員

「利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その市街地再開発事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる」と、都市再開発法第 120 条第 1 項でされておまして、同条第 2 項で、「地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、機構等と地方公共団体とが協議して定める」ということですが、その中で、先ほど御説明いただいた補償金については、補助金という形で事業に入れたといえますか、小樽市として負担したということでしたけれども、この辺の負担した補助金の金額について説明いただけますか。

#### ○（財政）財政課長

数字がいろいろと出てくると複雑になりますので、6 億 8,000 万円のほうをまずは説明させていただきますけれども、約 8 億円の補償金が入りまして、そのうち約 6 億 8,300 万円がいわゆる事業費の補助だという形で当時スキームとしてはございまして、残りの部分は室内水泳プールの繰上償還や高島小学校温水プールの改修、あとその他の施設の移転費に使うという形で、当時、補償金の使途について示しているところでございます。

実際という形で補助金の部分を説明させていただきますと、その辺、事業費の変更等があったかと思うのですが、補助金総額といたしましては 12 億 9,900 万円、そのうち市費としては約 6 億 4,740 万円を市の負担という形で、残りは国費という形になっております。

#### ○秋元委員

私がこれまで議会の中で聞いてきた話、また先輩議員から伺ってきた話、また今回の陳情趣旨説明の中で伺った話についていろいろと考えました。駅前再開発にかかわってその補償金として約 8 億円もらったけれども、6 億 8,000 万円については補助金として事業に使ったということでした。ほかの方から言わせると、プールと全然関係ないことに使ったということなのですから、もし市として駅前再開発に補助金を負担しなかった場合はどういう状況になっていたのか、その辺をお聞かせいただけますか。

#### ○（財政）財政課長

委員も御承知のとおり、平成 19 年度、20 年度はやはり非常に財政が厳しい状況にございまして、もしこれが一般財源という形になりますと、この当時、非常に多額の累積赤字という形になっておりましたので、他会計から借入れもしておりましたので、その部分を拡大していかないと財源の対策ができていないという形になったであろうと

思います。

#### ○秋元委員

結論ですけれども、当時、市がプールの補償金としていただいたお金で駅前再開発を進めたというのは一つの考えだったのだろうと思うのです。当時のあの建物を私も知っていますし、万が一、再開発が進まなかった場合のことを考えると、この事業は必要だったのではないかなと思うのです。プールを建設してほしいという方々にしてみれば、その補償金でプールを建ててほしいということもわかるのですけれども、実際そうになると、先ほど御答弁いただきましたが、その建設費で本当に起債ができるのか、借りられるのかということで、当時、平成19年3月ですか、夕張市が破綻しましたけれども、私たちが議員になるときも、小樽は第二の夕張だと言われる中でいろいろと財政的にも厳しかったと思っています。そういう部分では、当時の判断というのは賛否があると思いますけれども、私はよかったのではないかなと思うのです。ただ、今後の新・市民プール建設という部分についても、先ほど話をさせていただきましたが、ただ時間をかけていくわけではないと思いますが、まず一定程度、利用目的、施設の規模、建設費も早急に決定していただいて、議会の中でしっかりと議論して、本当に必要な新・市民プールをつくれるように議論していきたいと思います。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

#### ○林下委員

##### ◎税収の見通しについて

まず、税収の見込みについて伺いますけれども、今定例会を通じて各議員から税収に関する質問がたくさん出されたと思います。市長は繰り返し、税収の見通しについては大変厳しいということを強調されておりましたけれども、私も一般質問あるいは再質問で、景気はあらゆるデータから順調に回復しているのだという認識を示す一方で、どうして法人税なども含めて税収が減っていくのかということについては大変疑問に感じまして質問させていただきました。小樽商工会議所の動向調査でも非常に景気がよくなっていると、平成11年度以降、初めてこうした景気回復の数字が示されたということで、市長は大変期待感を示されております。一方で、これは1か月や2か月で全体がよくなるものではないし、時間もかかるのだとも答えております。しかし、来年度以降も市税収入が落ち込んでいくという根拠の説明についてどうも納得ができない、あるとすれば、人口減少ということで税収の減少になるのではないかなと思うのですけれども、その根拠についてどうも理解ができないということで、財政の専門家の見解をお聞きます。

#### ○（財政）税務長

今、委員からあったとおり、今定例会の本会議でもこの税収の関係は答弁しています。今回示した中では、平成24年度決算と今年度決算見込みを比較しながら示しています。それで、一部、増収が見込まれる税もあるということは答弁しておりますけれども、それ以外の重立った税目につきましては、金額の大小はありますが、やはり減収になるのだろうというふうに見込んでいます。

主なもので申し上げますと、個人市民税は、今、委員からも話がありましたけれども、やはり納税義務者数が減っておりますので、課税のベースが落ちている、さらにそれぞれの皆さんの所得そのものの総体が伸びていないということで、人数も減っていますし、トータルの課税所得自体も落ちてきているというような状況がまずあります。これは恐らく今後もある程度続くのだろうと思っています。

あと、商工会議所の経済動向調査を基にした、景気がいいという判断をしている企業が多いという話があったけれども、法人税の関係でいきますとすぐ直近という問題ではございませんので、そういう経緯が、その企業の業績が例えば上がったにしても、決算期以後の状況になりますので、現在、私どもに申告いただいているのは1

年前、そのような企業業績の中で入ってきているという状況でございます。あと、法人の関係でいきますと、小樽市内に本店を持つ法人は約3,000ございますけれども、そのうちの法人税割、法人税を払っている法人は20パーセント強なのです。5分の1です。ですから、なかなか市内の企業の収益が上がってこない、それによつては上がることで法人市民税への影響というのは出てきますので、そういう部分でなかなか市全体の市民税部分の税収は上がってこないのだろうと。

あと、固定資産税につきましては、これもいつも話していますけれども、地価の下落傾向にやはり歯止めがかかっていません。そういう面では、土地の部分は落ちてきますし、家屋については新造分もこの状況の中ではなかなか増えてこない、償却資産も企業の投資がない中では落ちていると、このような状況があるということで御理解いただければと思います。

#### ○林下委員

今、税務長から非常に丁寧な説明がありましたけれども、財政部としては、明るい材料がないということに集約されるのだろうと思います。市長は夕張市の財政破綻の例をよく訴えて、財政健全化を重視していかなければならないということを言っていますけれども、支出を抑えて健全化をするという方策は、今、国の経済政策で見ますと、健全化ということが地方にそれほど強く求められているのかといえば、私はあまり求められていないのではないかなという印象を受けるのです。これは決して今の政権に対する批判ではないですけれども、民主党政権時代に財政の立て直しと地方財政の健全化ということが非常に大きな課題になって、事業仕分けや税の無駄遣いへの対応を非常に徹底してやって、それでも単年度の国債発行は1兆円ぐらいしか減っていないのです。そして、民主党政権では経済対策がなっていないと指摘されてきましたし、やはり大変な状況だったと、アベノミクスを見るとこういう方法もあるのかというくらい、私も感心して見ていました。

それで、ここへ来て、地方と中央との乖離といいますか、そこがどうしても解消できないのかなと思うのですけれども、経済対策に相当税金を投入して、円安株高を誘導して、一定程度経済の状況も回復したと。ただいま説明がありましたように、大企業を中心に賃金もボーナスも上昇しているというデータも示されておりますし、当然、税収も改善するということがいろいろなデータから期待されていると思います。今、北海道、小樽市も、公共事業が大量に発注された影響で業績が大幅に改善している業態もあることは明らかなのですけれども、それではどうして市税収入の改善が図られないのか、私はどうしても理解できないところなのです。政府もこれだけの税金を投入して、いつその税金が回収できるのかという財政見通しというか、そういうものは示していないのですけれども、財政健全化だけで地方が本当に立ち直れるのかといえば、やはり難しいのではないかと思います。そういう点で、本当に財政健全化だけでこれからの小樽市が経済的に立ち直っていくのかと、その点についてどう印象を持っていますか。

#### ○財政部長

今、税と財政健全化の御質問でしたけれども、先ほどの税務長の税の答弁を補足させていただくと、たまたま手元に持ってきているのですけれども、確かに法人の関係の税が増えている年度もあります。ですが、先ほど税務長も言いましたけれども、小樽市の場合、個人市民税ともう一つ、先ほど言われました固定資産税がやはり伸びていないというか、その落ち幅を法人税で賄いきれていないというのが現状なのです。それで税収が落ちていっているというのも事実です。ですから、はっきり言いますと、林下委員がおっしゃったように、法人税収が伸びてきて法人市民税の税収も伸びてくれば、市税の税収は恐らく増えてくるのではないかと。あと、景気がよくなれば、恐らく固定資産税で言えば、新しいマンションなどがたくさん建てば、新築住宅ということで、それに対する課税も増えてくるということです。個人市民税となりますと、先ほどもありましたように、納税者がだんだん減っていく中でその給料が上がっても、どれだけその分改善できるのかというのがありますが、現状としてはそういう状況でございます。

あと、国全体と地方を見ますと、確かに経済対策などで恩恵を受けているのは、私個人の意見かもしれませんが、大都市中心ではないかと思います。ですから、総務大臣も昨日ですか、地方財政審議会から答申をもらったときに、確かに地方についてはまだそういう状況にはなっていないと、ですから、財務省に対して今後も特別加算、といったものは続けるべきだというコメントも出てきております。

やはり税収が伸びれば、交付税の計算上、25パーセントが自分のところの分になりますので、自主財源が増えます。だから、健全化を図るためには、やはり税収が伸びてくれないことにはなかなか財政は好転していかないのではないかと。交付税の話がありますけれども、これはあくまでも依存財源ということで、時の政府の考え方によって増えたり減ったりします。

一番記憶にあるのは、平成15年12月ですか、突然交付税を減らされて、たしか16年度に小樽市は赤字に転落したと、あのときは、私の記憶ではたしか、交付税が十数億円減らされたと、はっきり言って私は今でも減らされたと思っています。本来であれば、地方交付税の話をすれば、地方財源が減って不足財源があると、地方交付税法上は交付税に、法定5税なのですけれども、その算入率を上げるという条項がございます。それがいまだに守られていないというのも現状でございます。

結論になりますけれども、市長が言っているとおり、税収が伸びることがやはり健全化の第一歩ではないかと。その対策というのが、やはり今後とも、すぐには目に見えてこないのですけれども、長い目で見ながらやっていかなければならないのではないかと考えております。

#### ○林下委員

この間、いろいろと議論に参画させてもらいましたけれども、少しでも明るい材料があって、市民の期待に応えるということで、ぜひ頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ◎全国学力・学習状況調査について

次に、全国学力・学習状況調査のアンケートについて伺います。

市町村教育委員会の判断で学校別の結果を公表することについては、122の市町村の教育委員会で反対をして、36の市町村教育委員会が賛成だったと、つい先日、新聞で報道されました。これは、文部科学省の方針が大きく変化していることもありますし、小樽市でも、自民党から再三にわたって学校別の公表を求めてきたこともあります。教育委員会の判断に影響を与えているのではないかと考えています。

そこで、そもそも全国学力・学習状況調査を始めた目的は何だったのかということを考えてみたいと思うのですが、その点についてまず御説明をお願いいたします。

#### ○（教育）指導室長

本調査につきましては、平成19年度から既に7回行われておりまして、終始一貫しまして、国ではその狙いを、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から行うと申しております。これを受けまして、小樽市教育委員会としても、本調査の実施によって子供たちの学力や学習状況を把握し、学習指導の改善や学習環境の整備に役立てることは、本市の子供たちに確かな学力を育む観点から、これまでやってきた実施の結果もありますけれども、そのものも含めまして必要であると考えて、継続して取り組んできているところでございます。

#### ○林下委員

これまで文部科学省は、学校別の公表については、過度の競争をあおるという理由から禁じてきたと理解しているのですが、来年度から判断を市町村教育委員会に、言ってみれば丸投げをして、解禁を決定したという経過について、市町村にはどういう説明をされているのか、その点について伺います。

#### ○（教育）指導室長

文部科学省では、7月に、学校別の結果公表の是非について、保護者や学校、市教委等に尋ねるアンケートを実施しております。これを受けて、文部科学省では、専門家会議等で議論を経て、最終的には11月29日に、結果の公

表については教育委員会もできるものとするという内容の要領の改正が通知されたところでございます。小樽市教育委員会としましては、あくまでも子供一人一人の学力の向上を図ることを一番の狙いとしておりますので、これまでもそういう意味で取り組んできておりますので、これは学力に関する一つの調査ということで認識しているところでございます。

#### ○林下委員

今、話がありましたように、専門家会議の議論にも注目はしていたのですけれども、常に世論がどう動いているのかということを注視して、新聞ではかなり報道されていますから、よく注目して読んでいるのですが、やはり過度の競争を招くのではないかという指摘を結構多く見受けれます。

それで、この学校別結果の公表は学力向上につながるという説明をされている人たちの根拠がどういうところにあるのか理解できていないところなのですけれども、そういう説を唱えている人たちの認識はどのようになっているのか、参考になる意見があればお聞きます。

#### ○（教育）指導室長

本会議の中で教育長も答弁していますが、平均正答率の数値を公表することが直ちに学力向上につながることは答弁しておりません。私どもも、学力向上については当然さまざまな要因が考えられるというのは重々わかっているところでございます。ただ、文部科学省もこの通知の中で述べているのですけれども、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である、その一方では、調査により測定できるのは学力の特定の一部であると、そのようなことを踏まえながら、序列化や過度な競争が生じないようにするなどの取組、これらも配慮することが重要であると言っています。そのことを踏まえた上で、私どもとしてどのような公表がよろしいのか、これは十分検討してまいりたいと思っております。

#### ○林下委員

特に学校の規模によっては、児童・生徒一人一人の結果を公表したことに等しくなるのではないかという懸念をしている専門家もおります。そういった意味で、例えば小樽市の場合、そういった指摘というのは全く心配ないのか、あるいは学校によってはそういう懸念があるのか、そういう判断はいかがでしょうか。

#### ○（教育）指導室長

このたびの平成25年度の調査が終わった段階での10月の校長会議において、私から各学校の公表について話をしたところでございますけれども、その中では、昨年度までの各学校の公表の資料を見させてもらった中では、学校によっては、地域や保護者に対する説明という点では自校の課題が十分伝わっていないと、そういう表現も見られました。そこで、今年度については、市教委として公表の一定のひな形を示したところでございます。これについては、昨日、予算特別委員会の中でも話をさせていただきましたけれども、特に教科の調査結果につきましては、自校の平均正答率は数値では示さず、全国・全道との関係を五つの文言で示すこととし、全国より上回っている、全道より下回っているなどの文言で自校の状況を伝えるようお願いしたところでございます。ただ、調査を行った対象者が10名以下の小規模校につきましては、児童生徒質問紙の内容も含めまして、これを広く知らしめることは一人一人の子供への影響が大きいことから、調査結果の内容によらず、全体としての公表は行わずに個別の指導をしっかりと行って、この実情に応じて丁寧な対応をすることが望ましいということで、校長会議においても指導しているところでございますし、このたびの文部科学省からの通知でも、その部分を十分配慮するようにとなっております。

#### ○林下委員

私も小さな町会の会長という立場で、学校だよりが小・中学校からよく届けられておりまして、今、話があったように、我が学校では、例えばこの教科ではこういう状況だというようなことを非常にソフトな感じで広報されていると受け止めております。現状でいえば、そういった認識で、非常にソフトな形で、今、町会の住民の中にも知

らせることができると思うのですけれども、あまりこのことが先鋭化していくと、町会の中でも、あそこの子供の成績が悪いから平均点が下がるのだと言われかねません。私の子供を教育してきたときの環境や、孫たちが今、受けている教育環境を見ますと、やはりそういう心配を考慮しておく必要があるのではないかと思います。そのように、地域からも学校からも孤立したり蔑視されたりするような子供が出てきたら、非常に問題だと、学校別公表を学力向上に役立てることに何か違和感があると私自身は感じております。私が子供の時代には、学校の成績は悪くても、スポーツで非常に才能が見いだされて、そして大学にも進学する方もいました。そういった多様な能力を認める風土といいますか環境といいますか、そういうものがあつたと感じているのですけれども、これからはこうした子供の能力を萎縮させないで、伸ばせるものを伸ばしていくという環境整備が大変重要なことではないかと思います。そういう意味で、学校別公表を今後どのような形で進めていこうとしているのか伺います。

#### ○（教育）指導室長

今、委員がおっしゃったように、子供たち一人一人が困らないようにすることは、本当にそうだと思います。その困らないという中には、世の中に出て、しっかりとした学力が身について、生きていく上で必要な学力が身につけていることは、やはりとても大事なことでと思います。あわせて、それぞれの子供たちの能力、さまざまなチャンスを与えることは大事なことでと考えております。また、公表につきましては、これまでも各学校の公表のあり方については、市教委の考え方を一定示す中で取り組んでいただいております。今後も各学校の公表のあり方については、本市の公表の内容とあわせて、どのような内容が子供や保護者にとっていいのか、文部科学省の通知内容も踏まえて十分検討してまいりたいと考えております。

#### ○林下委員

##### ◎高等学校合同進路説明会について

教育委員会に関連して、高等学校合同進路説明会が初めて取り組まれて、非常に成功したというふうに新聞にも大きく取り上げられておりました。それで、高校の関係者や保護者から、非常にすばらしい取組だったのだけれども、一つには親子で参加した人が非常に多かった、ところが、子供にはどうもわかりづらかったのではないかと、あまりにも高校側の説明が専門的というか、高度な説明だったのではないかとという指摘、それと、学校のプレゼンテーションの順番のことで、一部の進学校の説明が終わったらばらばらと帰ってしまって、後から説明するほかの学校のときに、教員が面を食らったというか、いろいろなそういう声もありました。そういう意見を言われていて、もし感想があればお聞きします。

#### ○（教育）指導室長

今年度初めて取り組みまして、商業労政課とともにやらせていただきました。確かに当初小学生の保護者向けということで御案内差し上げたものですから、高校側もその内容で準備してきたということもございます。途中からもっとたくさんの方ということで、子供も参加していいということでやらせてもらいました。ただ、来年度につきましては、今のところ私どもは、親子でというか、たくさんの方ということで、子供向けにもしっかりと内容がわかるようなものを、高校側と相談させてもらいながら進めたいと思っています。また、高校ごとにブースを設け、また順番についても、高校側と十分相談しながら決めてきたのですけれども、この部分についても検討してよりよい形にしていきたいと考えております。

#### ○林下委員

##### ◎原子力防災について

次に、原子力防災に関して質問します。

政府は、原発を引き続き重要な電源と位置づけるという方針を打ち出して、原発をエネルギー政策の柱に据えるという方針だということで新聞にも載りました。それで、これは原発を再稼働するサインではないかと見られているのですけれども、地方自治体の担当者には、何らかのこういった方針の説明が事前になされているのかどうか、

その点についてお聞きします。

○（総務）小濱主幹

エネルギー基本計画の関係かと思うのですけれども、エネルギー基本計画について、報道によりますと、基本計画案ができ、国においてパブリックコメントを実施するとのことですが、現在のところ、こちらには国から通知等はないような状況でございます。

○林下委員

特定秘密保護法に関連いたしまして、原発も特定秘密に指定されるという報道がなされております。それで、これらについても、防災担当などに、国からの何らかの説明がなされているのか、それについて伺います。

○（総務）小濱主幹

特定秘密保護法の関係ですが、特定秘密の保護に関する法律について、現在のところ、原発の関係で私どもに示されているものは何もございません。今後、原子力発電所事故の防災対策に影響が出てくるものがあれば、北海道などから情報提供があると思いますので、動向には注目してまいりたいと思っております。

○林下委員

皆さんには説明がないということですから、これ以上質問しても仕方がないと思うのですけれども、新聞などの報道によりますと、警備、燃料の輸送あるいは搬出ということが秘密の対象になるのではないかとと言われております。通常であれば、市民生活や地域に何の影響もないのかなと思うのですけれども、例えば警備体制や燃料の輸送ルートの確保といったことになると、当然そこには漁業者や海運関係、フェリーの関係、レジャーも含めて、市民生活にも何らかの影響を及ぼすのではないかと思います。また、例えば泊原発の警備で言えば、以前、タケノコをとっているうちに敷地内に入ってしまった方がいて、警備体制は一体どうなっているのだという新聞記事が載りました。そういうことを考えますと、いろいろな意味で市民生活、住民生活に影響を与えると思うのです。この法律については、今、国から説明されていないから、これ以上の質問はできませんけれども、例えばこれが特定秘密に当たるか当たらないかによっては、私がこうした質問をすることも、あるいは理事者の皆さんから答弁いただくことも、処罰の対象になりますから、大変なことが起きるのではないかと非常に心配しております。そういった点で、国からの方針が示された部分については、お互いに遅滞なく情報交換をして対処していかなければならない重要な課題だと思いますので、答弁は要りませんけれども、そういうことで質問を終えます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

○成田委員

◎火災による被害の減少について

最初に、火災による被害の減少について伺います。

報道でも、本年、火災による死者が出ていないということで、非常に高い成果を上げられているというところで、統計を調べたら、昨年３月から死者が出ていないということで、累積して何日ぐらい死者が出ていない計算になるのかということと、今年も含めて火災にかかわる件数がどのように推移してきているのかというところをまず御説明願えますか。

○（消防）予防課長

市内におけます火災による死者の発生件数でございますけれども、昨年３月17日以降発生しておりませんので、昨日現在まで640日間、死者が発生していないという状況が継続していることになります。

また、本年の火災発生件数につきましては、今日現在で44件となっており、平成7年の火災統計の見直し以降、最少件数でありました昨年の47件を3件下回っている状況になっております。

○成田委員

こういった形で結果が出されているのは、市民にとっては非常に頼もしいというか、ありがたい形だと思います。その中で、火災による被害がこれだけ減少したことについて、一体どのような取組がなされてこういう結果に至ったのかというのを聞かせていただけますか。

○（消防）予防課長

火災の被害の減少に向けた取組につきましては、各地域の女性防火クラブで組織しております女性防火クラブ連絡協議会などの市民防災組織の協力をいただきながら、ウイングベイなどの商業施設や街頭における広報活動など各種取組によりまして、火災予防の呼びかけを行っております。そのような活動を通じまして、市民の皆さん一人一人に日ごろから火災予防に取り組んでいただいているというところが大きいと考えております。また、平成23年6月から設置が義務づけられました住宅用火災警報器の普及についても推進しておりまして、その設置の効果として火災の発生を未然に防止できていることも非常に大きな要因と考えております。

○成田委員

今後、来年以降に向けて、できるだけ記録というか、当然ながら伸ばしていっていただきたいと思うのです。こういった結果を継続するために重点的に力を入れる部分として、どのようなことを今後考えていらっしゃるのか、そこもあわせてお聞かせ願えますか。

○（消防）予防課長

火災発生件数の減少や死者ゼロなどに向けて、現在の状況を継続するために行うことでございますけれども、事業所や高齢者世帯を中心とした立入検査や防火査察、こういった点を充実させていきたいと考えております。特に市民の皆さんと直接話をさせていただきながら、火災予防についてお願いしてまいりたいと考えております。また、地域に密着した活動を行っております消防団による広報活動につきましても、非常に効果的であると考えておりますので、住宅用火災警報器につきましてもあわせて、さらに普及率を向上させるなど、住宅火災の防止、死傷者ゼロに向けて継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○成田委員

その部分について結果を出されている消防本部ですから、それについてはしっかりと、該当する予算も含めて、ぜひ応援したいと思っております。

◎行政評価制度について

なぜこのようなことを聞いたのかということ、これからする行政評価についての質問の中で、たぶんまたこの話をするのですが、次に、行政評価制度について伺います。

行政評価における対象事業の選定方法について、予算規模が大きいものから順にという形で選ばれていますが、それについては理にかなっているかと思います。その一方で、所管によって一つ、二つ出すという形だと、事業の規模も大きく違いますし、同じ土俵に上げて見るのが果たしてどうなのかと若干違和感を覚えてしまうわけなのです。それこそ総務部やほかの部でたぶんさまざまな単独事業がなされていると思うのですけれども、果たして出すのは一つ、二つでいいのかという話も出てくると思うのです。今、試行ということですから、今後、対象事業の数や、そういった選定方法はどのように考えていかれるのか、その方向性をお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今後の行政評価におけます対象事業の選定、数等ですけれども、平成26年度以降につきまして、その実施内容につきましましては、まさに今年度、それから前年度行った評価内容、評価結果を踏まえまして、これから検討していきたいと考えております。その中で、例えば今年度やったように、各部満遍なく事業を拾ってやるのか、それともそういった部の枠に関係なく、例えば似たような目的や手段を持つ事業を抽出してやる、あと特定の行政分野に絞ってそこに該当する事業をやるなど、いろいろ方法はあるかと思うのですけれども、それぞれ課題などを整理しなが

ら決めて、26年度以降も実施したいと考えております。

○成田委員

この行政評価制度そのものについては、相当前、たぶん議員に就任して2年目ぐらいに、今から6年ぐらい前に、ぜひ取り組んでほしいということをお話させていただいて、それからこういう形で試行されて、結果として出てきたということで、それについては非常にうれしいと、喜ばしいことだと思う反面、もちろんいいながら、もっとよい形での表現方法があると思うので、ぜひそこは改めて取り組んでいただきたいと思います。

そこで、この評価方法の項目がA、B、Cの3項目しかないのですよね。なぜこの三つしかないのかということと、Cという評価は事実上の廃止評価という形で捉えていいのか、そこについてお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

評価の判定項目A、B、Cということなのですが、これにつきましては事業の必要性、緊急性、優先性につきまして、現時点での度合いが高い、変わらない、中くらい、低くなったというようなことで、こういう設定しておりますのは、一目でわかりやすいのではないかとということで、この3段階評価として設定しております。それにあわせて、その評価、A、B、Cに加えて、その判断に至った理由等も詳細に記載するような補足説明的な部分で調書を記載するようにしております。

それから、Cの意味合いなのですが、そういった必要性、緊急性、優先性などが低いということで、実質は廃止若しくは休止といった捉え方もできないことはないのですが、事業評価の判定結果を見る中で、今やっている段階では、例えば今年度ですとわずか18事業をやっている、その中で例えば優先性がどうだというような判断であっても、実際のところ比較対象も少ない段階では難しいのではないかと考えています。それから、例えば全部Cの評価であっても、最終的に方向性としては、そういう方向では検討しなければならないとは思っていますけれども、そういった中で引き続き検討していく形になると思います。

○成田委員

この事業の数で、Cがたくさんついているものについては休廃止という形で、Cがたくさんつくという形になるのかなとどうしても捉えてしまうのです。

それで、C以外になるとAとBの2項目しかありません。Aは効果がある、Bは普通というか、現状維持のような形であるということですが、Aの意味合いが各事業によってあまりにも違いすぎるのではないかと思います。物すごくいいAもあればちょっとしたAもあって、Aの中での差がありすぎるのではないかと思います。

そこでどうしたらいいかという話で、より効果が出ているものは、Sという項目をつくって、これは非常に効果がありますよと。それこそ、先ほど話をしましたが、消防本部は結果的にはそういうことですね。六百何日間ずっとこういった形で死者を出さずに済んできた。それに関しては消防本部予防課が防火意識啓発の事業を行って非常にすばらしい結果を出したと。

何が言いたいかというと、悪いところばかりをカットするだけではなく、市民の皆さんに見せるのですから、このように単独事業でやって非常に良かった項目もありますというアピールも、逆にされたほうがいいのではないかと思います。悪いことを隠すのはたぶんなかなか皆さん上手だ思うのですが、よいことまで隠す必要はないのです。悪いことというわけではないです、よくないものを隠すのがということですね、あまり言いわけになっていないのですけれども、効果が出たものに対しては、市民の皆さんにここまでできましたということをもっと強くアピールしてもいいのではないかと思います。本来であれば議会でよくできたことを評価というふうにできればいいのですが、そうすると時間が足りなくなってしまうし、そのために議会の数を増やすのもおかしい話なので、そういう形で市民の皆さんに行政がやったことを、これだけいいことができましたと伝えるのであれば、そういう形で評価項目を、もう少しいいものをつけて、それを市民の皆さんにお見せするほうがよいのではないかと思います。それについてのお考えはいかがでしょうか。

### ○（総務）企画政策室安部主幹

今、御質問にありました、例えば評価 A であっても、事業の間で見ればいい A もあれば悪い A もあるということなのですが、前段の御質問でもありました事業の選定方法といった部分も絡むと思いますので、そういった表示方法や、先ほど秋元委員からもありました評価の表現方法といったものも含めまして、今後、平成 26 年度の実施の内容を検討する中で、あわせて考えていきたいと思っております。

### ○成田委員

もともとこれは無駄なものをなくしようという考えでなされたと思うのですが、その一方でしっかり結果を出している、若しくは効果があるというものは、自画自賛ではないけれども、これはうまくやれていますということはやはり表現していただきたいし、そういった情報を市民の皆さんも知りたいと思っていると思うので、ぜひお願いします。

### ◎総合計画について

最後に、総合計画について伺います。

総合計画の報告の中で、中間点検報告書が出てきました。その中で、成果指標の設定方法について、こういった数値目標を掲げて達成状況を記述するというのは非常にわかりやすくよい取組だと思います。その一方で、指標の項目の選定において、ソフトにかかわる部分がかなり多く、ハードの部分での成果指標はあまりないのです。そこについての成果指標の選定について、どのような考えでこういった形で選定されたかお聞かせ願えますか。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

成果指標の設定に当たりましては、担当部局でそれぞれの施策に応じた成果指標というものを検討いただいたという経過でございまして、33の施策それぞれにつきまして、やはり内容がいろいろと異なっている部分がございますので、あるものはハード的な指標を設定できるけれども、あるものはそういう指標が設定できないなどということがまず基本的にはあるかと思えます。

それ以外にも、ハード、ソフトにかかわらず、指標においては施策全体を表すような指標もあれば、ある一部分を表現している指標もあるなど、今回の総合計画をつくるときに初めて成果指標という考え方を用了ものですから、やはりなかなか難しかったということで承知している部分もありますけれども、どちらにしても、わかりやすさといいますか、そういう部分が一つ大事なポイントかと思えますので、成果指標の活用の仕方を今後も研究していかなければならないのではないかと考えております。

### ○成田委員

なぜこのような質問をしたかという、もちろんソフトの面で拡大していくことは非常に素晴らしいことだと思いますし、そこを否定しているわけではないのですけれども、その一方で人口がこれだけ減って、市の職員もこれだけ減らされている中で、事業そのものを拡大できる状況にはないわけです。そうすると、ハードの部分については、更新といったものをどう考えていくのか、20年、30年同じことをやっていくために、総合計画にそこをどう反映させていくのかということを考えないと、どれほど頑張っても、これから人口が莫大に増えて、この事業全てがプラスになって数字が上がっていくようなものはなかなかつukれないと思うのです。この中だと、例えばロードヒーティングや水道といったところに関しては、更新という形で長く使える、長く市民の皆さんにサービスを提供できるということを訴えてはいると思うのです。その一方で、例えば道路であれば、舗装率で表現されているのですが、この舗装率の目標が76.4パーセントから79.2パーセントとなっています。これはそもそも、市が道路の舗装率100パーセントを目指すものなのかと。そういうことではないですよ。100パーセントを目指して100パーセントになって、しかし人口が減って、一体それをどうやって維持するのかと。結果的には、成果指標そのものの統一性がとれていないというか、長く市民へのサービスができるかどうかというところの盛り込み方が少し足りないのではないかという気がするのです。そうであれば、道路の市の舗装率という考え方ではなく、現状で舗装されたところ

の道路の更新率という形に変えて、今あるものをどれだけ長く提供できるかというところを今後、総合計画の中に盛り込んでいかなければ、どんどん広げていく、やっていくという形だけではなく、いかに長く続けるか、見えない部分での戦略的な縮小や撤退ということを考えていかないと、市として成り立っていかないのではないかと思いますのですけれども、その辺の更新などの盛り込み方を今後どのように考えていくかについて伺えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在設定しております成果指標については、10年間の成果指標ということで、現在変更するという考えは持っておりませんが、事業の面でいいますと、今後、公共施設やインフラといったものの老朽化に対応していかなければならないという中で、そのあり方を考えていかなければならない場面が出てくるのがやはり想定されます。それから、ソフトの事業につきましても、形は違いますが、同じように、終わり方などをやはり考えていかなければならないということかと思いますので、そういった部分につきましては、選択と集中の観点といいたいでしょうか、そういった中で、なおかつ、現在、行政評価といった取組もしておりますので、そういう取組を活用しながら考えていく必要があるのではないかと考えております。

○成田委員

ここに載っているけれども出ていない、例えば学校以外の教育施設の更新や消防機器の更新といったものは載っていないのです。さまざまなことを、これから更新というか、長く使うことを考えていかなければならないと思うので、裏総合計画のような、どうやって小さくかつサービスを維持していくかというような計画があれば、裏でそれをつくって実施しているのであれば、それはそれでいいのかなとは思いますが、いずれにせよ、そういう形でまちが小さくなっていったときに、どうサービスを維持していくか、若しくは提供していくかというところを、総合計画にこういう形で盛り込むのかも含めて、まちの最適な撤退方法若しくは縮小方法を将来的に改めて考えていっていただきたいと思うのですけれども、最後にそこだけ伺えますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

繰り返しになる部分もありますけれども、今後やはり行財政資源が非常に限られているということがありますので、そういう部分については十分検討してまいりたいと考えております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 23 分

再開 午後 5 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 5 号は否決、議案第 23 号は可決、陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号、第 293 号ないし第 308 号、第 319 号及び第 325 号ないし第 534 号は可決を主張して、討論を行います。

最初に、議案第 5 号小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてです。

恩給年額を引き下げるものであり、しかもその額がわずかなこともあるのですから、引き下げるべきではありません。

次に、議案第23号小樽市非核港湾条例案についてです。

国連総会は12月5日、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案を圧倒的な賛成多数で採択しました。9月には、初めてとなる核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合も開催され、核兵器禁止条約の国際交渉の速やかな開始を求める声が世界の流れになっていることが示されました。しかし、アメリカは、みずからの艦船に核兵器を搭載しているかどうかは明らかにしていません。来年2月になると、さっぽろ雪まつりの時期になります。すると、同時にやってくるのがアメリカの艦船です。条例案は、これらの艦船に核兵器が積まれているかどうかを確認してから入港を許可するという内容であり、入港を許可するかどうか、港湾管理者の権限を条例上はつきりさせるものです。委員各位の賛同を呼びかけるものです。

次に、陳情第325号ないし第534号、「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について、そして関連して、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号についてです。

小樽駅前第3ビルの室内水泳プールについて、反対の声があるにもかかわらず壊して、その補償金を駅前再開発に流用しました。その過程で小樽市は、新・市民プール整備事業を総合計画に位置づけて、前期実施計画に基本設計と実施設計を事業概要に明記しました。にもかかわらず、前期では見送り、加えて後期実施計画では、前期に記載していた基本設計と実施設計すら記載しておらず後退しており、このような後退ではなく建設を位置づける陳情者の願意は妥当であります。

次に、陳情第319号所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方についてです。

本年12月現在で、道内の48の自治体が同趣旨の意見書を採択しています。来月から白色申告にも記帳義務が拡大されるので、青色申告と白色申告で区別をつける必要はありません。願意妥当、採択を求め、討論いたします。

#### ○秋元委員

公明党を代表し、陳情第325号ないし第534号、「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について、継続審査を主張し、討論いたします。

新・市民プール建設について、これまで我が党としては早期の建設を主張してきました。第6次小樽市総合計画後期実施計画に新・市民プール建設計画を登載してほしいとの市民の思いは十分に理解するところです。ただ、今定例会で市長が述べたように、東日本大震災発生を機に、市民の安全・安心を確保することが喫緊の課題となっており、どの事業が優先されるべきかという選定は当然であります。

先ほど、委員会で質問させていただきましたが、現在、建設地や施設規模、利用目的、将来にわたるランニングコストの問題、建設費償還の問題など、具体的な議論ができない状況であります。この陳情は公認プールである新・市民プールの建設を求めるものでありますが、さきにも述べたとおり、利用目的がはっきりせず、今後、長期にわたり市民に愛される施設とするために、公認プールなのかどうなのかも含め、早い段階で具体的な事業内容を示すことを求めますけれども、陳情、「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方については、継続審査を主張し、討論を終わります。

#### ○成田委員

一新小樽を代表しまして、陳情第325号ないし第534号に対する継続審査を主張する討論を行います。

我が会派は、陳情、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方については採択を主張しておりますが、これはあくまで、総合計画に基づく遅れに対してしっかりとやりましようといったことを反映させているものであります。

今回出された陳情第325号ないし第534号に対しては、時期が明確に設定されているということがまず一点、もう一点目として、今、非常に懸念しているのが、以前の陳情、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について、

私たちが採択を主張していることが陳情を提出した方に理解されていない、小樽水泳協会の幹部の方が、採択を主張しているのは共産党だけだと、一新小樽は何もやっていないではないかということと言われ、情報交換をしたくても、怒られるだけでできなかったというような、陳情は出すけれども、その実態はわからない、結果はわかっていない、そのように一枚岩になっていない状況下で新たな陳情が出てきていることです。それについては、しっかりと意思の下で出されたものなのか、一枚岩で出されているものなのか、私たちの会派としては、これは精査しなければなりません。これには時間がかかります。

そういったことから、陳情第325号ないし第534号については、そういった陳情を出された皆様が理解されているかどうかを把握するためにあえて時間をとりたい、そのために継続審査とさせていただきたいと思います。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、議案第5号並びに陳情第293号、第319号及び第325号ないし第534号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。